

資料編

目 次

I 諮問関係資料、委員名簿及び審議経過等

1 諮問文	1
2 諮問理由	2
3 諮問事項の主な論点	3
4 学校等教育分科会・特別支援教育部会 委員名簿	4
5 平成21年度から平成25年度までの取組総括	5
6 特別支援教育部会 これまでの検討のまとめ	25
7 鳥取県教育審議会条例	32

II 関係資料

8 意見募集の実施結果及び対応方針等	36
9 県内の特別支援教育に係るデータ	45
10 関係通知	
「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」	48
「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」	52

諮 問

鳥取県教育審議会

下記の事項について諮問します。

平成26年2月4日

鳥取県教育委員会委員長

中 島 諒 人

記

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について

- 1 発達障がいを含めた障がいのある児童・生徒への支援の充実について
- 2 特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実及び環境整備について
- 3 特別支援学校を拠点とした県内学校及び保護者に対する支援の在り方について

諮問理由

本県では、障がいのある児童生徒一人一人の自立に向けた支援の充実のために、平成20年11月に示された鳥取県教育審議会答申「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」に基づき、各生活圏域における教育の充実、特別支援学校におけるセンター的な機能の推進、発達障がいを含めた障がいのある児童生徒への支援の拡充、特別支援教育の普及啓発を基本方針として、平成21年度から本年度まで年次的に計画を立て具体的に施策を実施してきたところである。

近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している幼児児童生徒が増加する傾向が続いており、本県では、特に発達障がいの診断を受けた児童生徒の数は5年前と比較して倍増している。これらの発達障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒への教育の充実は喫緊の課題となっている。

また、平成23年8月に障害者基本法が改正され、国及び地方公共団体は、可能な限り障がい者である児童及び生徒が障がい者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な措置を講じなければならないとされたところである。

このような転換期に際し、「障がいを知り共に生きる」を合い言葉に「あいサポート運動」を展開し、また「鳥取県手話言語条例」を全国に先駆けて制定して、共生社会の実現を目指している本県においては、障がいのある子どもたち一人一人の持てる能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会に参加できるよう、特別支援教育を積極的に推進していくことが求められている。

以上のことから、本県における今後の特別支援教育の在り方について、鳥取県教育審議会に諮問するものである。

諮問事項の主な論点

(1) 発達障がいを含めた障がいのある児童・生徒への支援の充実について

<主な論点>

- 各学校種における特別支援教育推進体制の整備及び指導と支援の充実
- 特別支援教育の推進に向けた各学校への支援体制
(県教育委員会事務局特別支援教育課・小中学校課・高等学校課・各教育局・教育センター、市町村等教育委員会、特別支援学校)
- 幼保・小・中・高の円滑な支援の移行と連携等
(個別の教育支援計画の作成と活用)
- 通級指導教室やLD等専門員のあり方等
- 鳥取県における手話教育の推進等

(2) 特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実及び環境整備について

<主な論点>

- 特別支援学校及び特別支援学級における授業改革と教員の専門性の向上
- 県内の特別支援学校の適正な整備
- 障がい者の就労促進に向けた取組
(キャリア教育の充実、地域・社会への啓発及び企業等との連携について)
- 重度重複障がいのある児童生徒の教育
(医療的ケア実施体制整備 等)
- 交流及び共同学習の推進
- 特別支援学校の名称変更及び設置に係る検討

(3) 特別支援学校を拠点とした県内学校及び保護者に対する支援の在り方について

<主な論点>

- 早期からの教育相談・支援体制の構築
- 域内の教育資源の活用や特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するためのネットワーク構築
(幼、小、中、高、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、発達障がい教育拠点)
- 適切な就学支援に向けた県及び市町村等の取組
(学校・保護者等への理解啓発、市町村との連携、基礎的環境整備について、等)

○学校等教育分科会委員名簿（任期 平成24年10月1日から平成26年9月30日）

氏名	職名等	備考
池内 勝彦	鳥取県高等学校PTA連合会長	
石 操	日吉津村長	
門脇 由己	米子北高等学校長	平成25年5月31日発令
栢木 隆志	米子市立福米中学校長	
小枝 達也	鳥取大学地域学部教授	会長職務代理
高橋 千枝	鳥取大学地域学部地域教育学科准教授	
長尾 志保	鳥取県PTA協議会ブロック理事	平成25年8月19日発令
久岡 賀代子	鳥取市立醇風小学校長	平成26年6月16日発令
松本 清治	鳥取県立倉吉西高等学校長	
丸山 智子	鳥取県立倉吉養護学校長	
森田 清子	北栄町立認定こども園北条こども園長	
矢部 敏昭	鳥取大学副学長	会長
山口 朝子	鳥取市教育委員	
山本 正人	前鳥取市立若葉台小学校長	平成26年3月31日辞職

○特別支援教育部会委員名簿（任期 平成26年3月3日から平成27年3月31日）

氏名	職名等	備考
小枝 達也	鳥取大学地域学部教授	学校等教育分科会 ※部会長
門脇 由己	米子北高等学校長	学校等教育分科会
丸山 智子	鳥取県立倉吉養護学校長	学校等教育分科会 ※部会長職務代理
栢木 隆志	米子市立福米中学校長	学校等教育分科会
松本 清治	鳥取県立倉吉西高等学校長	学校等教育分科会
森田 清子	北栄町立認定こども園北条こども園長	学校等教育分科会
徳吉 雅人	倉吉市明倫公民館長	※
森本 直子	鳥取市立修立小学校長	専門委員
井上 洋子	鳥取県PTA協議会長	専門委員
松田 啓生	「エール」発達障がい者支援センター係長	専門委員
山中 八寿子	鳥取市子ども発達支援センター所長	専門委員
高木 政寛	若桜町教育委員会教育長	専門委員
塩田 ひろみ	県立鳥取養護学校PTA	専門委員
久野 芳枝	認定こども園ひかり幼稚園長	専門委員
清水 徹男	鳥取県中小企業団体中央会専務理事	専門委員
汐田 まどか	鳥取県立総合療育センター副院長	専門委員
三木 裕和	鳥取大学地域学部教授	専門委員
盛田 政雄	鳥取県視覚障害者福祉協会副会長	専門委員
戸羽 伸一	鳥取県聴覚障害者協会理事	専門委員
高垣 美恵	鳥取県肢体不自由児・者父母の会連合会監事	専門委員
大谷 喜博	鳥取県手をつなぐ育成会副会長	専門委員
小松 しのぶ	鳥取県自閉症協会ペアレントメンターコーディネーター	専門委員

※徳吉委員については、審議会委員の中から審議に参加する委員として会長が指名

鳥取県教育審議会「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」
～障害のある児童生徒一人一人の自立に向けた支援の充実のために～
＜平成 21～25 年度の取組の総括＞

平成 26 年 3 月 特別支援教育課

※評価について

【自己評価】

- A 「目指すところ」当初の目的・目標を達成した。
- B 「目指すところ」に向けて、ほぼ計画（予定）どおり推進している。
- C 「目指すところ」に向けて、取組としてはやや遅れている（取組は進めたが成果が出ていないものも含む）。
- D 「目指すところ」に向けて、取組ができていない。

【用語解説】

* 1 センターの機能

特別支援学校がその専門性やこれまで蓄積してきたノウハウを活かして、自校に在籍する子どもたちへの教育に加え、その人的・物的資源を広くかつ積極的に地域の障害のある人々に対して提供すること。

* 2 個別の教育支援計画

障害のある児童生徒等一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行なうために策定した支援計画。

* 3 特別支援学級の弾力的運用

特別支援学級に在籍する児童生徒が交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けている時間などに、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対して、特別支援学級の担任が個別のニーズに応じた指導を行うこと。
「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」(平成 17 年 12 月 8 日中央教育審議会)より]

* 4 特別支援教育コーディネーター

県立特別支援学校が地域の特別支援教育のセンターとして、小・中学校等への支援をはじめとする地域のネットワークの核としての役割を担うための窓口となる担当者(教員)。

* 5 特別支援教育支援員

小学校、中学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする者。

I 本県における特別支援教育推進の基本的な考え方

【基本的な考え方の方針】

※当面の5年間の方向性を示すものとする。(平成21年度～25年度)

○各生活圈域(東部・中部・西部)における教育の充実

すべての児童生徒等の自立と社会参加の促進をめざし各生活圈域の教育環境を整備する。

○特別支援学校におけるセンター的機能の推進

特別支援学校における専門性を基盤として、地域のニーズに応じたセンター的機能の推進に努める。

○発達障害を含めた障害のある児童生徒等への支援の拡充

幼稚園(保育所)、小学校、中学校、高等学校(以下:「小・中学校等」という)においては、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害(以下:「発達障害」という)を含めた障害のある児童生徒等への指導や支援の推進に努める。

○特別支援教育の普及啓発

教職員をはじめ、保護者、地域の方、広く県民に対して研修や広報活動等を通じた特別支援教育の普及啓発の推進に努める。

II 特別支援学校における教育の在り方

1 障害の重度・重複化、多様化に応じた教育の充実〔県内全域共通〕

【課題】

○知的障害者を対象とする特別支援学校在籍児童生徒数の増加に伴う施設整備及び障害の重度・重複化、多様化に応じた教育の充実

○卒業後の自立と社会参加に向けた一人一人の特性や能力に応じた進路指導の充実及び就職を希望する高等部生徒の就職率の向上

【施策の方向性と取組結果】 (※評価は平成26年2月時点のもの)

施策の方向性①

知的障害者を対象とする特別支援学校高等部生徒の実態や教育的ニーズ等を踏まえた上で、県立高等特別支援学校の設置または県立学校内に分校や分教室を設置すること等を検討する。

取組結果①(評価A)

○平成22年2月、県立高等特別支援学校設置に係る大枠の方針を決定した。

○平成23年4月、高等特別支援学校準備室を特別支援教育課内に設置した。

○平成25年4月、県立琴の浦高等特別支援学校が開校した(1学年定員40名)。

平成25年度入学生徒数38名。

平成26年度入学予定生徒数40名。

○卒業生の進路保障に向けた取組を充実することが必要である。

【ア 県立高等特別支援学校または県立学校内に分校、分教室等の設置を検討】

平成21年5月から同年11月にかけて「特別支援学校における教育の在り方検討委員会」を計5回開催した。特別支援学校高等部に在籍する軽度知的障がいのある生徒への対応については、アンケート調査等を実施して検討を行い、「高等特別支援学校を早急に県内に1校設置する」必要があるとの結論が示された。

平成25年4月、県立赤碕高等学校跡地に県立琴の浦高等特別支援学校を開校した。

〔イ 知的障害者を対象とする特別支援学校の高等部生徒の実態や教育的ニーズ等への対応〕

特別支援学校高等部に在籍する知的障がいと自閉症を併せ有する生徒や軽度知的障がいの生徒等への対応については、特別支援学校教員の専門性を高めるための研修派遣の継続と、高等特別支援学校の設置により一人一人の実態と教育的なニーズに対応する教育の充実を図った。いずれも、研修派遣の成果及び琴の浦高等特別支援学校の教育状況と生徒の進路状況等について分析が必要である。

〈知的障がい特別支援学校高等部の在籍生徒状況〉

平成 21 年度 単一障がい学級 222 名(78.8%)、重複障がい学級 60 名、計 282 名

平成 22 年度 単一障がい学級 247 名(79.7%)、重複障がい学級 63 名、計 310 名

平成 23 年度 単一障がい学級 254 名(79.4%)、重複障がい学級 66 名、計 320 名

平成 24 年度 単一障がい学級 257 名(79.8%)、重複障がい学級 65 名、計 322 名

平成 25 年度 単一障がい学級 248 名(79.5%)、重複障がい学級 64 名、計 312 名

※平成 27 年度には単一障がい学級に在籍する生徒のうち約 120 名が琴の浦高等特別支援学校に在籍予定。

〈軽度知的障がいや自閉症等に対応する特別支援学校教員の研修派遣(平成 21～25 年度)〉

- ・ 国立特別支援教育総合研究所専門研修(2 ヶ月間)への派遣
知的障害教育専修プログラム計 9 名、自閉症・情緒障害教育専修プログラム計 8 名。
- ・ 鳥取大学医学部(1 年間)への派遣
教育相談等に関する研修計 13 名。

施策の方向性②

自閉症者への指導・支援を充実するために、県立特別支援学校に発達障害教育拠点の設置を検討していく。〔東部圏域・西部圏域〕

取組結果② (評価 A)

- 発達障がい教育拠点を白兔養護学校並びに県立米子養護学校に追加設置した(平成 22 年 4 月～)。
- 通級指導教室の設置されていない市町村を対象に巡回及び来校による通級指導を実施した。全県的に通級による指導のニーズが高まってきており、小中学校の通常の学級の支援のあり方について検討することが必要である。

〔ウ 自閉症者への指導・支援に係る発達障害教育拠点の設置の検討〕

平成 21 年 5 月から同年 11 月にかけて開催した「特別支援学校における教育の在り方検討委員会」において「発達障がい教育拠点(通級指導教室)を東部圏域及び西部圏域に拡充する」必要があるとの結論が示された。

平成 22 年度より東部圏域は白兔養護学校、西部圏域は県立米子養護学校に発達障がい教育拠点を拡充設置した。

平成 21～25 年度にかけての通級による指導の実施状況は、平成 18 年度に発達障がい教育拠点を先行して設置した中部圏域の倉吉養護学校で、東部及び西部よりも実施人数が多く、各圏域の人口規模を考えると、地域のニーズが高く、活用が進んでいる。

発達障がい教育拠点における通級による指導の実施状況

年度	白兔養護学校 (東部)	倉吉養護学校 (中部)	米子養護学校 (西部)
H21		13名	
H22	6名	16名	10名
H23	8名	18名	9名
H24	6名	13名	11名
H25	7名	16名	7名

※平成 25 年度は 12 月時点の集計による

施策の方向性③

重度・重複障害者に対応した教育の一層の充実を図る。

取組結果③（評価 B）

- 専門研修（国立特別支援教育総合研究所（以下「特総研」）等）への派遣を継続的に実施し、専門性を有する教員を育成した。
- エキスパート教員認定者が増加した。エキスパート教員の優れた指導技術を県内の学校にさらに広めるための取組の工夫が必要である。
 - ・特別支援学校における平成 25 年度認定者は計 11 名。
 - ・平成 26 年度認定者は計 12 名。
 - ＜内訳＞自立活動（肢体不自由）4名、自立活動（知的障がい）4名、自立活動（聴覚障がい）1名、理療1名、音楽1名、生活単元学習1名
- 強度行動障がいのある児童生徒について、学校現場での対応の限界が見られてきており、医療、福祉との一層の連携が必要である。

〔エ 重度・重複障害者に対応した教育の一層の充実〕

重度・重複障がい者に対応した教育の充実については、理学療法士(P T)・作業療法士(O T)・言語聴覚士(S T)等の外部専門家の導入については、各特別支援学校において特別非常勤講師として実情に応じた配置を行い、対応をしている。

また、特別支援学校における医療的ケアの実施については、学校看護師による実施を基本とし、医療的ケア運営協議会を開催し、ヒヤリハット事例の報告等に基づき、安全・安心な実施体制について、継続的に見直しを行っている。

外部専門家及び学校看護師等の配置については、鳥取県内で人材確保が難しいのが現状である。

施策の方向性④

小学部から高等部までの一貫した進路指導の体制を確立するとともに、高等部コース制の改善等により、生徒の企業等への就職等就労を促進する。

取組結果④（評価 B）

- 特別支援学校の高等部主事及び進路指導主事等による就労促進協議会を定期的に開催した。各学校の教育課程、進路指導、キャリア教育の見直しと充実に向けて取組を進めている。
- 特別支援学校就労サポーターを平成 21 年度より配置し、就労先や実習先を積極的に開拓した。
 - ・平成 21 年度より白兔養護学校、倉吉養護学校に各 1 名配置。平成 22 年度より県立米子養護学校に 1 名配置。

○県内の全特別支援学校卒業生（高等部・専攻科）の一般企業等就職者数が増加した。

〈平成 21 年度以降の特別支援学校卒業生の就職者数〉

平成 21 年度 34 名、平成 22 年度 34 名、平成 23 年度 48 名、平成 24 年度 51 名

〈平成 21～23 年度の特別支援学校卒業生の就職率〉

平成 21 年度 鳥取県 30.1%、全国 23.6%

平成 22 年度 鳥取県 28.3%、全国 24.3%

平成 23 年度 鳥取県 42.5%、全国 25.0%

○障がい者の就労促進に向け、特別支援学校と県教育委員会が連携した全県的な取組をさらに進めることが必要である。

〔オ 進路指導の体制の確立及び関係機関と連携した就労支援〕

就労促進協議会での進路指導の情報交換をもとに、各学校においては教育課程の見直し・変更が毎年度行われている。キャリア教育の充実が課題である。

障害者就業・生活支援センターと各学校が連携し、円滑な移行支援の体制が整いつつある。

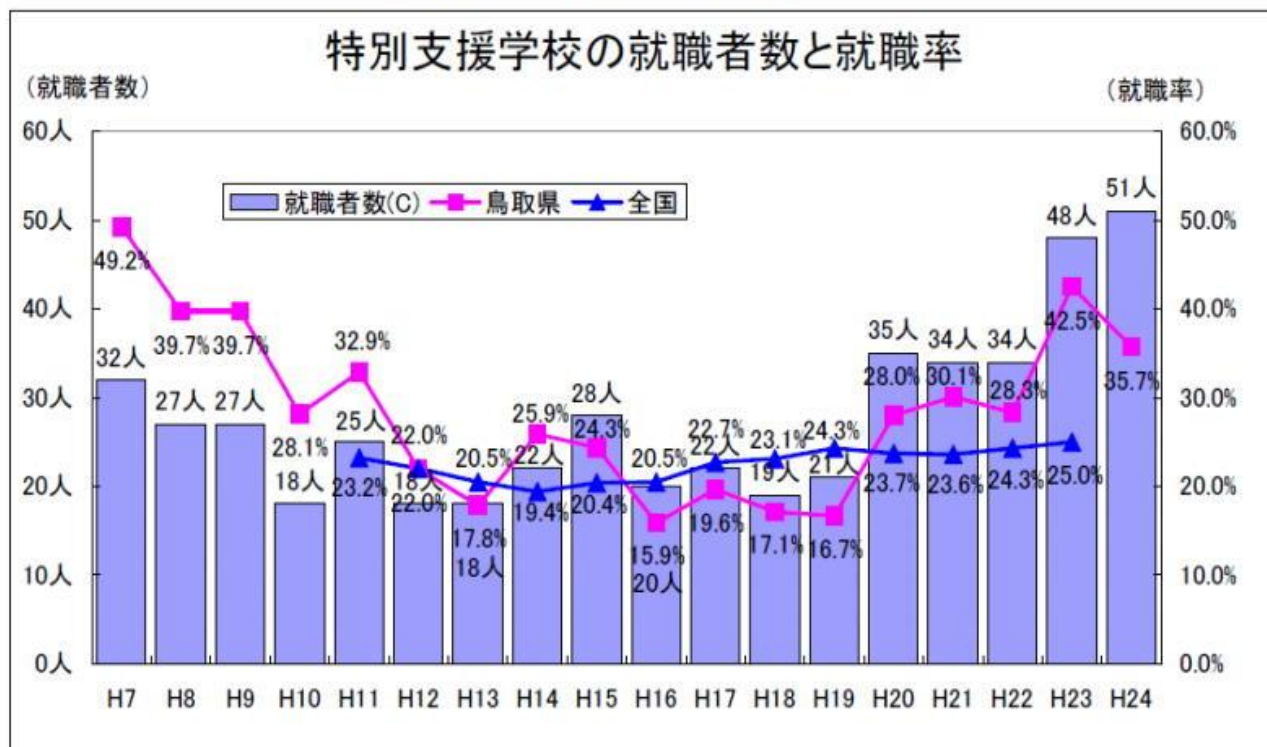
また、就労サポーターの配置により企業等へ就職した生徒数も着実に増加している。

〔カ 特別支援学校の校名等〕

琴の浦高等特別支援学校の開校に伴い、既存の県立特別支援学校の名称変更について再度検討が必要と考える。

県内特別支援学校の進路状況

平成25年5月1日現在



2 東部圏域における教育の充実

【課題】

- 県立鳥取盲学校及び県立鳥取聾学校の児童生徒数減少への対応並びに施設の有効活用
- 視覚障害教育及び聴覚障害教育における教員の専門性の維持・向上並びに重複化への対応
- 県立鳥取養護学校における心身症等の児童生徒に対応する教育の充実

【施策の方向性と取組結果】

施策の方向性①

社会性を育むための交流及び共同学習の推進並びに施設の有効活用を検討する。

取組結果①（評価C）

- 盲学校及び聾学校は児童生徒数が減少傾向にある中で、地域の学校との交流及び共同学習を推進しているが、取組の拡充について検討が必要である。
- 施設の活用については手話（点字）講座の開催等、卒業生等にも開放した。
- 盲学校においては中途失明者に対する教育の在り方の検討を進めている。
- 手話言語条例の施行に伴い、手話の普及啓発の取組を進めている。学校教育における実践について県からの情報発信を継続することが必要である。

〔ア 社会性を育むための交流及び共同学習の推進並びに施設の有効活用〕

各特別支援学校の状況に応じて、小中学校等との交流及び共同学習が進められている。しかし、小中学校等からの交流希望が多くなった場合、対応に工夫が必要と考える。

県立学校の空き教室の有効活用については、琴の浦高等特別支援学校の開設にあたって検討を行ったが、その他の活用については検討していない。

施策の方向性②

視覚障害教育及び聴覚障害教育における専門性の向上並びにセンター的機能の発揮について検討する。

取組結果②（評価B）

- 支援部を中心に小中学校等への支援を実施した。聾学校においては乳幼児期の教育相談等の支援が充実した。
- 専門研修（特総研等）への派遣を継続し、専門性を有する教員の育成に努めた。
- エキスパート教員の認定（鳥盲1名、鳥聾1名）。

〈平成21～25年度の派遣状況〉

（視覚障がい教育）：自立教科等担当教員講習会10名、日本ライトハウス2名
特総研専門研修1名

（聴覚障がい教育）：聴覚障害教育担当教員講習会5名、特総研専門研修3名、
鳥大内地留学1名

〔イ 視覚障害教育及び聴覚障害教育における専門性の向上並びにセンター的機能の発揮〕

支援部を中心に小中学校等への支援を実施した。聾学校においては乳幼児期の教育相談等の支援が充実した。

盲学校及び聾学校において知的障がいや発達障がいを伴う児童生徒が入学してきているが、特別支援学校間の人事異動等により対応し、専門性の向上に努めている。

施策の方向性③

県立鳥取養護学校においては、心身症をはじめとする心の問題を抱える児童生徒への対応について、精神保健・医療と教育との一層の連携の充実に努める。

取組結果③（評価C）

○平成21年度よりスクールカウンセラーを配置し、本人並びに保護者を対象としたカウンセリング、教員へのコンサルテーション等の対応が充実した。

〈鳥取養護学校のスクールカウンセラー配置時間数の推移〉

平成21年度 48時間、平成22年度 48時間、平成23年度 54時間、平成24年度 93時間、平成25年度 126時間

○近年、病弱特別支援学校の在籍児童生徒数は横ばいの状態が続いているが、皆生養護学校高等部の病弱教育部門設置に伴い、今後の在籍者数が増加することが予想され、東部地区においても、心身症等の児童生徒の教育に係る医療機関との一層の連携が必要である。

○専門研修等への派遣者が少なく、病弱教育部門の専門性を有する教員の養成が課題である。

特別支援学校のスクールカウンセラー配置時間

(時間)

学校名	H21	H22	H23	H24	H25
鳥取盲学校	48	48	54	54	42
鳥取聾学校	—	—	—	—	46
鳥取養護学校	48	48	54	93	126
白兎養護学校	—	48	76	78	78
倉吉養護学校	48	48	106	101	101
皆生養護学校	—	—	—	—	46
米子養護学校	—	48	76	76	102
琴の浦高等特別支援学校					46

※特別支援学校においては学校の実態に応じてスクールカウンセラーを配置

〔ウ 心身症をはじめとする心の問題を抱える児童生徒への対応〕

近年、病弱特別支援学校の在籍児童生徒数は横ばいの状態が続いている。鳥取養護学校においては、心身症等により学習空白のある児童生徒の学習指導の在り方が課題である。医療機関との連携を進めるには、精神科医を学校医として配置する検討が必要である。

3 中部圏域における教育の充実

【課題】

- 視覚障害及び聴覚障害並びに病弱に対応した教育の充実
- 肢体不自由教育に対応した施設設備の充実
- 医療的ケアが必要な児童生徒への対応

【施策の方向性と取組結果】

施策の方向性①

特別支援学校の専門性を生かしたセンター的機能を発揮し、機敏に対応していく〔視覚障害・聴覚障害・病弱〕。

取組結果①（評価C）

○盲学校、聾学校及び鳥取養護学校の支援部を中心に特別支援学級との連絡会を開催する等、小中学校等への支援を実施した。

○聴覚障がい教育については上灘小学校に設置しているさんさん教室での通級による指導が充実してきている。

○視覚障がい、難聴、病弱等の特別支援学級の設置数は増加している。

〈平成 21 年度中部地区の特別支援学級設置状況〉

小学校 弱視 0 学級、難聴 3 学級、病弱 1 学級 言語障がい 0 学級

中学校 弱視 0 学級、難聴 1 学級、病弱 0 学級 言語障がい 0 学級

〈平成 25 年度中部地区の特別支援学級設置状況〉

小学校 弱視 2 学級、難聴 4 学級、病弱 6 学級 言語障がい 1 学級

中学校 弱視 0 学級、難聴 1 学級、病弱 2 学級 言語障がい 0 学級

聾・難聴の通級による指導の実施状況

年度	鳥取聾学校本校 (東部)	倉吉市立上灘小 さんさん教室 (中部)	鳥聾ひまわり分校 (西部)
H21	17 名	27 名	11 名
H22	14 名	21 名	12 名
H23	12 名	24 名	15 名
H24	14 名	21 名	13 名
H25	10 名	22 名	13 名

※平成 25 年度は 12 月時点の集計による

〔ア 特別支援学校のセンター的機能の発揮と機敏な対応〕

視覚障がい、難聴、病弱等の特別支援学級の設置数は増加しているが、通級による指導も含め、同じ教員が長期間にわたって指導にあたらざるを得ないケースがあり、専門性のある教員の確保または養成が課題である。

施策の方向性②

適切な教育環境の整備及び医療機関等との連携による重度・重複障害者への対応の充実に努める。

取組結果②（評価C）

○倉吉養護学校肢体不自由教育部門については、重度・重複化が進み、医療的ケアを必要とする児童生徒が増加傾向にある。高等部棟の増築に伴い、肢体不自由教育に係る教室、ケアルーム等の施設を整備した。また、平成 26 年度には水治訓練室を整備する予定である。

〈倉吉養護学校肢体不自由教育部門の児童生徒の状況〉

- ・在籍児童生徒 21 名のうち、19 名が重複障がい学級に在籍（平成 25 年度）。
- ・19 名のうち、7 名は学校において医療的ケアを必要としている。
- ・病院が学校に隣接していないため、平成 25 年度より学校看護師を 3 名体制とした（従前は 1 名配置）。

- 医療機関が隣接していないため、医療機関との連携やPT・OT・ST等の専門家による支援体制を充実していくことが必要である。

【イ 適切な教育環境の整備及び医療機関等との連携による重度・重複障害児への対応の充実】

厚生病院内の院内学級への入級については検討が進んでいない。

4 西部圏域における教育の充実

【課題】

- 県立鳥取聾学校ひまわり分校の中学部設置
- 視覚障害及び聴覚障害並びに病弱に対応した教育の充実

【施策の方向性と取組結果】

施策の方向性①

県立鳥取聾学校ひまわり分校に中学部の設置を検討する。

取組結果①（評価A）

- 平成22年4月、鳥取聾学校ひまわり分校に中学部を設置した。

【ア 県立鳥取聾学校ひまわり分校に中学部設置を検討】

鳥取聾学校ひまわり分校中学部卒業生3名は、全員、鳥取聾学校本校高等部へ進学した。大学進学を視野に入れた小中高一貫教育の体制が整いつつある。

施策の方向性②

特別支援学校の専門性を生かしたセンター的機能を発揮し、機敏に対応していく〔視覚障害・聴覚障害・病弱〕。

取組結果②（評価B）

- 平成18年度に設置した視覚障がい教育拠点（通称「きらら」）における早期からの指導・支援が充実したが、西部地区の拠点としての機能の向上について検討が必要である。
- 鳥取聾学校ひまわり分校において、通級による指導及び乳幼児期の教育相談等の支援が充実した。
- 平成25年10月、皆生養護学校に病弱教育部門高等部を設置することを正式決定。平成26年4月に肢体不自由・病弱高等部として設置予定。
- 病弱特別支援学校小中学部及び小中学校の院内学級（病弱）に在籍する児童生徒の後期中等教育の在り方について、検討が必要である。

【イ 特別支援学校のセンター的機能の発揮と機敏な対応】

皆生養護学校高等部に病弱教育部門が平成26年4月に設置されるが、教員の専門性の向上に向けた取組の充実が必要である。

Ⅲ 幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方

1 幼稚園（保育所）における特別支援教育

【課題】

- 園内支援体制の整備
- 発達障害等のある幼児への早期からの対応

○関係機関と連携した、学齢期への移行支援の充実

【施策の方向性と取組結果】

施策の方向性①

特別支援教育の窓口となる担当者の明確化と園内支援体制の構築を行い、幼稚園（保育所）における特別支援教育を推進する。

取組結果①（評価B）

- 平成 22 年度より県の保健・福祉部局との連携を図りながら、園長会や市町村担当者連絡会等において、個別の教育支援計画の作成と活用に係る理解啓発を進め、体制整備が整いつつある。
- LD等専門員が幼稚園・保育所からの教育相談の依頼に対応している。

〔ア 園内支援体制の構築〕

保育所、幼稚園、認定こども園等、設置形態は様々であるが、種別にかかわらず、関係機関との連携をさらに深め、体制整備に向けた取組を充実することが必要である。

施策の方向性②

障害特性や支援について、全教職員の理解と連携を推進し、専門性の向上を図る。

取組結果②（評価C）

- 各教育局と連携を図り、幼稚園教員・保育士との合同研修会において、障がい特性等に係る研修を実施している。
- 平成 25 年 3 月に改訂した幼児教育支援プログラムの特別支援教育に係る内容についての周知と理解を深める取組を継続することが必要である。

〔イ 教職員（保育士）の専門性の向上〕

保育士等を対象とした研修会は各圏域で教育局を中心として実施されている。

施策の方向性③

市町村の状況に応じた移行支援体制の構築を図り、幼児期から学齢期への一貫した支援を推進する。

取組結果③（評価B）

- 平成 21 年度より就学指導連絡協議会を開催し、就学に係る支援体制づくりについて情報交換等を行う中で、福祉・保健・教育の連携が進んできている。
- 平成 25 年 3 月に保護者向け資料「支援をつなぐ」を作成し、個別の教育支援計画を活用した引継ぎの充実に向けた取組を進めている。
- 子ども発達支援課で養成している発達支援コーディネーターやペアレントメンター等の人材を活用し、保護者支援の充実に向けた取組を進めることが必要である。
- 特別支援教育総合推進事業の実施により、事業を実施した関係市町内では幼保小がつながる体制整備が進んでいる。

文部科学省委託事業…グランドモデル地域（三朝町：平成 21～23）

推進地域（若桜町、日野町：平成 22～23）

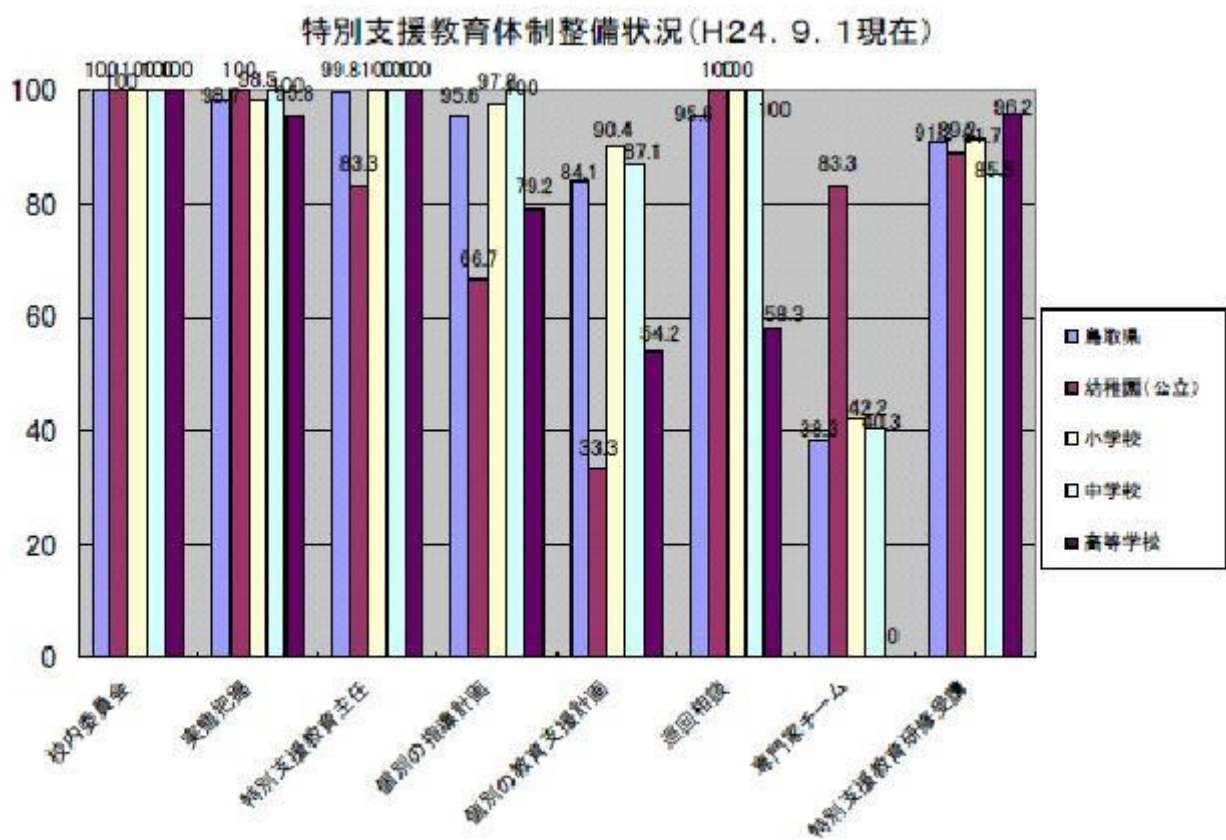
鳥取県版補助金事業…南部町及び鳥取市（平成 24～25）、智頭町（平成 25～26）

〔ウ 就学に向けた移行支援の体制の推進〕

幼児期から就学期への支援体制は徐々に整っているが、特別支援教育や障がいのある子どもに対する保護者の理解を深める取組を一層充実させる必要がある。

特別支援教育体制整備状況（H24. 9. 1現在）

	鳥取県	幼稚園(公立)	小学校	中学校	高等学校
校内委員会	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実態把握	98.7	100.0	98.5	100.0	95.8
特別支援教育主任	99.8	83.3	100.0	100.0	100.0
個別の指導計画	95.6	66.7	97.8	100.0	79.2
個別の教育支援計画	84.1	33.3	90.4	87.1	54.2
巡回相談	95.6	100.0	100.0	100.0	58.3
専門化チーム	38.3	83.3	42.2	40.3	0
特別支援教育研修受講	91.2	89.2	91.7	85.5	96.2



2 小学校及び中学校における特別支援教育

(1) 通常の学級

【課題】

- 学校間による校内支援体制の機能の格差
- 多様な障害のある児童生徒の特性に応じた一貫した支援の継続

【施策の方向性と取組結果】

施策の方向性①

管理職研修を充実し、管理職のリーダーシップの一層の向上を図る。

取組結果①（評価C）

- 平成 22 年度より管理職を対象とし特別支援教育に係る研修を開催。適切な教育課程編成や就学先決定、通常の学級における支援の在り方等の学校運営に係る内容について計画的に実施した。県内の小・中・高等学校においては、学校間、校種間で取組状況に違いが認められ、管理職への一層の働きかけが必要である。
- 教育センターと連携した研修の在り方について検討が必要である。

[ア 管理職研修の充実]

今後の特別支援教育の推進においては、一人一人の児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を提供することが大切であり、管理職を中心として、それぞれの学びの場の教育の質の向上をさせることが重要である。

施策の方向性②

児童生徒の多様な学び方に対応した「わかる授業」を推進する。

取組結果②（評価C）

- 平成 23 年 3 月に冊子「通常学級における特別支援教育～小中学校編～」を作成・配付し、各学校において活用を進めた。通常の学級の担任への内容についての周知と実践力向上に向けた取組がさらに必要である。
- 通常の学級における個別の教育支援計画の作成・活用についても、さらに進めていくことが必要である。

〈作成が必要と学校が判断している通常学級に在籍している児童生徒の個別の教育支援計画の作成状況〉

平成 24 年度	小学校	必要と思われる割合 1.3%	作成率 51.8%
	中学校	必要と思われる割合 1.3%	作成率 59.7%
	高等学校	必要と思われる割合 0.6%	作成率 39.2%

[イ 児童生徒の多様な学び方に対応した「わかる授業」の推進]

わかる授業の推進をするために、各学校における取組状況を適切に評価することが必要であるが、依頼がある場合を除き、十分になされているとはいえない状況である。

施策の方向性③

発達障害に関する専門性の高い教員の養成に努める。

取組結果③（評価B）

- 平成 12 年度より専門研修派遣を実施し、LD等専門員や通級指導担当者に求められる専門性を有する教員を計画的に養成した（平成 21～25 年度：小中学校教員を計 20 名派遣）。

[ウ 専門性の高い教員の養成]

養成した教員の効果的な配置と活用状況について精査を行う必要がある。

施策の方向性④

特別支援学級の弾力的運用等による支援の充実を図る。

取組結果④（評価D）

- 特別支援学級の弾力的な運用については、具体的な内容について県として特に示していない。早急に実態調査が必要である。

〔エ 特別支援学級の弾力的運用等による支援の充実〕

特別支援学級の弾力的な運用については、具体的な内容について県として特に示していない。早急に実態調査が必要である。(取組結果④に同じ)

(2) 通級による指導

【課題】

- 通級指導教室の拡充と機能の充実
- 通級指導担当教員の専門性の維持・向上

【施策の方向性と取組結果】

施策の方向性①

通級指導担当教員の巡回による指導を促進する。

取組結果① (評価B)

- 発達障がい教育拠点を白兔養護学校並びに県立米子養護学校に拡充設置(平成22年4月～)し、通級指導教室の設置されていない市町村を対象に巡回及び来校による通級指導を実施した。
- 中学校における通級指導教室の設置数が少ない状況にある。
- 市町村に設置されている通級指導教室における巡回指導の実施に係る支援体制について、県教育委員会関係課での検討が進んでいない。

〔ア 通級指導教室担当教員の機能の充実〕

市町村に設置されている通級指導教室における巡回指導の実施に係る支援体制について、県教育委員会関係課での検討が進んでいない。引率に伴う保護者負担を軽減する意味でも検討が必要である。

施策の方向性②

地域の実情に応じて「通級による指導」の理解を図る。

取組結果② (評価C)

- 平成25年度より市町村教育委員会特別支援教育担当者を対象として、小・中・高等学校の教育の流れにおける通級指導の役割の理解を図った。
- 地域の実情に応じた通級による指導の在り方について、在籍校との連携状況を把握した上で、見直しが必要である。

〔イ 地域の実情に応じた「通級による指導」の理解の推進〕

地域の実情に応じた通級による指導の在り方について、在籍校との連携状況を把握した上で、見直しが必要である。(取組結果②に同じ)

〔ウ 保護者や在籍校との連携の体制化〕

通級による指導を必要とする児童生徒のニーズは市部を中心にさらに高まっており、設置学級数が少なさや1教室あたりの指導人数の多さのため、保護者や在籍校との連携が十分に行えていないケースも見られる。

施策の方向性③

通級指導担当教員の計画的な養成と、専門性の維持・向上に努める。

取組結果③ (評価C)

- 平成12年度より専門研修派遣を実施し、LD等専門員や通級指導担当者に求められる専門性を有す

る教員を計画的に養成（平成 21～25 年度：小中学校教員を計 20 名派遣）

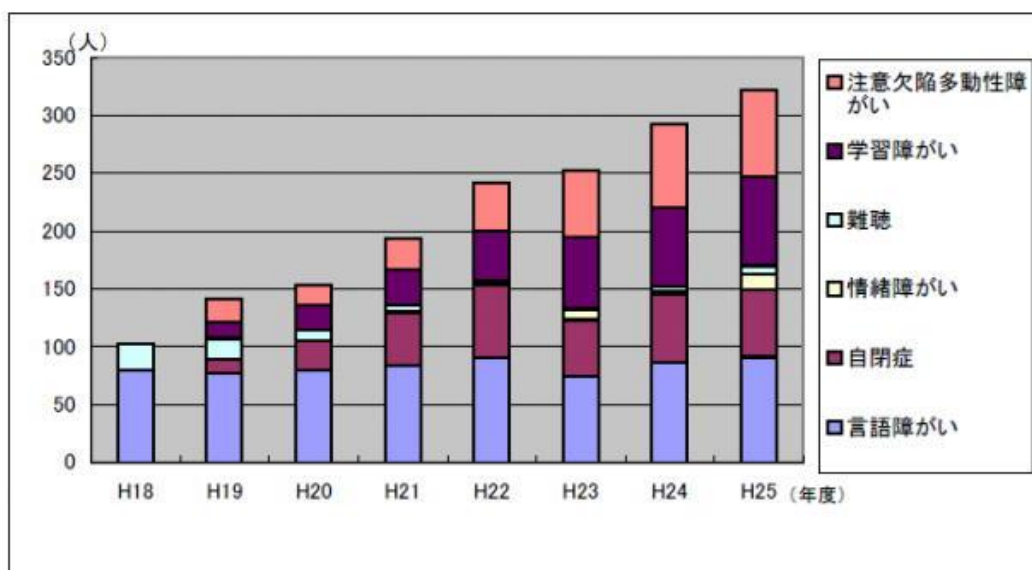
○通級指導担当を対象とする研修については、教育センターの研修実施とあわせて、発達障がい教育拠点と連携した取組について検討が必要である。

〔エ 通級指導担当教員の専門性の維持・向上〕

県においては教育センターの研修として通級指導新任教員研修を実施しているが、専門性の向上については、通級指導教室を設置する市町村及び発達障がい教育拠点の特別支援学校と連携した研修の在り方を検討する必要がある。

鳥取県【通級による指導実施状況】

年度	言語障がい	自閉症	情緒障がい	難聴	学習障がい	注意欠陥多動性障がい
H18	80				22	
H19	77	12			18	20
H20	80	25			10	18
H21	84	45	1		6	27
H22	90	63	3		1	42
H23	74	49	9		1	58
H24	86	60	2		4	73
H25	91	58	14		7	75



【通級指導教室設置状況(市町村設置教室数)】 (LD等のみ)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
10	11	11	12	15	18	21

(3) 特別支援学級

【課題】

- 特別支援学級の増加や児童生徒の多様な教育的ニーズへの対応
- 特別支援学級担任の専門性の向上

【施策の方向性と取組結果】

施策の方向性①

専門性のある教員の配置と専門性の一層の向上を図る。

取組結果①（評価C）

- 平成 14 年度より免許法認定講習を開催。特別支援学校教諭免許取得率と専門性の向上を図っている。
- 特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許取得率は全国平均を上回っているが、平成 21 年度と比較すると数値は微増にとどまっている。
- 専門性のある教員の配置の促進については、市町村に協力を要請する方向で検討が必要である。

〔ア 特別支援学級担任の専門性の向上〕

専門性向上を進めるため、特別支援学校教諭免許の取得の促進を図っているが、日常的な学校での学習指導に対する支援の在り方の見直しも必要である。

施策の方向性②

障害特性や児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図る。

取組結果②（評価C）

- 平成 21・22 年度に冊子「特別支援学級の担任のための手引」を作成・配付するとともに、教育課程研究協議会、各種研修会において、冊子を活用して内容についての理解と実践力の向上を図っている。
- 特別支援学級担任は毎年、全体の 3 割程度は交代している。経験の少ない講師や専門性の低い教諭が配置されているケースが少なくない。特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許保有率はこの 5 年間であまり変わっていない。

〈県内小中学校特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の保有状況〉

平成 21 年度 39.5%、平成 22 年度 41.1%、平成 23 年度 38.7%、平成 24 年度 40.7%

平成 25 年度 40.4%

県内小中学校特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の保有状況（平成 20～25 年度）

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
教 員 数	3 4 1 人	3 3 4 人	3 4 0 人	3 3 3 人	3 8 0 人	3 8 8 人
免許保有者数	1 3 1 人	1 3 2 人	1 4 0 人	1 2 9 人	1 5 5 人	1 5 7 人
保 有 率	38.4%	39.5%	41.1%	38.7%	40.7%	40.4%

※いずれの年度も 5 月 1 日現在の集計による

- 特別支援学級担任の研修の在り方について課題があり、新任だけでなく継続の者についても対象とした悉皆研修のあり方を検討することが必要である。

〔イ 特別支援学級の指導・支援の充実〕

小中学校の特別支援学級担任は毎年 3 分の 1 程度が交代している。また、学校によっては 1 年おきに担任が交代している例も見受けられる。このような現状をふまえた取組の充実を考えることも必要である。

〔ウ 将来の見通しを持った進路指導の充実〕

進路指導の見通しを持つためには、発達段階に応じた適切な教育課程編成と学習指導および卒業後の進路状況についての情報をつかむ必要があるが、そのことの重要性がまだ十分に理解されているとはい

えない状況にある。周知に向けた情報発信に工夫が必要である。

施策の方向性③

特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習を推進し、教育的ニーズに応じた学習集団を確保する。

取組結果③（評価C）

- 交流及び共同学習の手引きに基づき、実施目的と教育課程上の位置づけを明確にして実施するよう指導を行っている。
- 特に発達障がいのある児童生徒への教育の充実に向けて、通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習の在り方について、検討が必要である。
- 知的障がいのない自閉症・情緒障がい学級の児童生徒の進路を見据えた教育課程編成と指導と支援の充実が必要である。

【エ 交流及び共同学習の推進】

発達障がいのある児童生徒への教育の充実に向けて、通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習の在り方について、検討が必要である。自閉症・情緒障がい学級において、不必要な知的障がいに応じた教育が実施されているケースも一部に認められる。

3 高等学校における特別支援教育

【課題】

- 青年期の特性を踏まえた校内支援体制の整備
- 特別支援教育(発達障害の理解を含む)に関する教職員の理解の促進
- 関係機関と連携した校種間等の移行期の対応

【施策の方向性と取組結果】

施策の方向性①

特別支援教育担当者を中心とした校内支援体制の確立と、思春期・青年期における発達段階や学校・学科の特性に対応した具体的な支援の充実を図る。

取組結果①（評価B）

- 「高等学校における発達障がいのある生徒支援事業（平成23～24年度）」を実施し、拠点校3校において具体的な支援方法等についての研究を進めた。
- 平成25年度から「高等学校における特別な支援を必要とする生徒ネットワーク事業」を実施し、各地区に主幹校を指定して、主幹校が中心となって各地区毎に高校と関係機関とのネットワーク構築に向けた取組を行っている。

【ア 高等学校における校内支援体制の確立と具体的な支援の充実】

各高等学校における合理的配慮と基礎的環境整備は進みつつあるが、学校により取組の進展に差が認められるので、各高等学校への事業成果の普及を行うことが必要である。

施策の方向性②

特別支援教育及び発達障害に関する教職員の理解と専門的な支援の向上を図る。

取組結果②（評価B）

- 平成22年度から、発達障がいの特性及び支援の在り方等について理解促進を図るため、全県立高等学校の全教職員を対象とした校内研修を3年続けて実施した。

- 毎年度、高等学校教員を発達障がいに関する研究を行っている大学に研修派遣し、専門性を有する教員の育成を進めている。
- 平成 25 年 7 月に「高等学校における発達障がいのある生徒支援事業」の成果をまとめた手引き（高等学校における特別支援教育の手引き）を刊行し、各高等学校で活用している。

〔イ 核となる教員の養成と特別支援教育に関する理解の促進〕

- 高等学校教員を発達障がいに関する研究を行っている大学に研修派遣し、専門性を有する教員の育成を進めているが、育成した教員の効果的な配置と活用を行うことが必要である。

施策の方向性③

「個別の教育支援計画」の活用など、中学校と高等学校の連携を円滑にする。

取組結果③（評価 B）

- 平成 23 年度県立高校入学生から開始した、個別の教育支援計画等を活用した中学校から高等学校への「特別な教育的支援を必要とする生徒に関する必要な情報の引継」により、引継率は年々向上している。
 - 平成 25 年 3 月に保護者向け資料「支援をつなぐ」を作成し、保護者理解を深め、個別の教育支援計画を活用した引継ぎの充実に向けた取組を進めている。
- ＜個別の教育支援計画等を活用した中学校から高等学校への引継ぎ状況＞
 平成 23 年度：47.3% → 平成 24 年度：53.7% → 平成 25 年度：71.8%
 （平成 23, 24 年度：県立高校のみ、平成 25 年度：県立私立高校合計）

〔ウ 中学校から高等学校の円滑な連携と社会生活への準備〕

中学校からの引継ぎは年々増加しているが、高等学校入学後に引き継いだ支援を確実に実施する体制整備をさらに進めることが必要である。

Ⅲ 特別支援教育の推進のために

1 特別支援教育の普及啓発の取組

【課題】

- 保護者や地域の方への特別支援教育の理念や内容の普及
- 発達障害を含む障害特性と適切な対応についての理解

【施策の方向性と取組結果】

施策の方向性①

特別支援教育の理念や、発達障害を含む障害のある児童生徒等への支援の在り方等について、児童生徒等の保護者をはじめ、学校周辺の地域の方に対して、理解・啓発を推進する。

取組結果①（評価 B）

- 関係各課・部局等と連携し、毎年「鳥取県における特別支援教育を語る会」を開催し、特別支援教育に関する理解を促進するとともに、県民の要望の把握に努めた。平成 25 年度より年 2 回から年 1 回の開催に変更した。参加する関係各課・部局等を増やし、連携の充実に努めた。
- 各特別支援学校においては学校公開・学校説明会の開催やホームページの公開等を活用して、保護者や地域の方々への理解・啓発に努めている。
- 近年、小中高等学校に在籍する発達障がいのある児童生徒への指導と支援の充実に関する県民の要望が多くなっている。

- 特別支援教育の理解・啓発を推進するためには、就学前、小中学校段階における保護者への理解・啓発の状況について現状と課題の把握し、取組を見直すことが必要である。

〔ア 特別支援教育の理解・啓発の推進〕

地域や社会への伝わり方はまだ十分ではないと考える。共生社会の実現に向け、新たな取り組みの工夫も必要である。

施策の方向性②

児童生徒等の交流及び共同学習を推進し、相互理解を促進する。

取組結果②（評価C）

- 交流及び共同学習の手引きに基づき、実施目的と教育課程上の位置づけを明確にして実施するよう指導を行っているが、通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習の現状と課題を整理し、相互理解を深める取組となっているか精査することが必要である。

〔イ 交流及び共同学習の推進〕

交流及び共同学習の推進に向けては、指導を行う教員の正しい理解があることが前提であり、交流及び共同学習の意義や実践例について、情報発信を工夫し、周知を図ることが必要である。

2 連携による特別支援教育の充実

【課題】

- 保護者支援の取組
- 関係部局及び関係機関等が連携した対応

【施策の方向性と取組結果】

施策の方向性①

地域の方による支援や学生ボランティア等を活用し、発達障害を含む障害のある児童生徒等の支援を充実する。

取組結果①（評価C）

- 各学校において学校行事等を中心に、地域人材及び学生ボランティア（高校・大学等）等の活用が行われてきている。
- 保護者への継続的な支援については、子ども発達支援課と連携しながら、ペアレントメンターの活用等の取組をさらに進めることが必要である。

〔ア 保護者支援の充実〕

現在の社会情勢の中では、仕事を休むことが難しい雇用形態の保護者も少なくない。障がいのある子どもの保護者は通常の子どもたちよりも仕事を休むことを要求されることが、総じて多い。保護者理解を深める取組と併せて、保護者及び本人の生活を効果的に支援する工夫や制度の充実も必要である。

〔イ 家庭・地域社会との連携〕

都市部においては、マンション・アパート等に居住する世帯も増えてきており、家庭と地域の結びつきはますます薄くなってきている。共生社会の実現に向けては、スポーツ・文化活動等、地域社会での活動の場を整備する取組を福祉部局と連携して進めることが必要である。

施策の方向性②

特別支援教育の推進を図り、一貫した支援体制を構築する。

取組結果②（評価C）

- 県就学指導連絡協議会等において、市町村支援の本事業および該当市町村の取組内容について、県内市町村に継続的に情報提供しているが、市町村との連携をさらに深める必要がある。
- 地方交付税措置された「特別支援教育支援員」の配置が十分に行えていない市町村も見受けられる。

〔ウ 特別支援教育の推進と一貫した支援体制の構築〕

特別支援教育の質の向上を図るために、特別支援教育支援員の研修の在り方についても市町村と連携して進める必要がある。

〔エ 関係機関との連携の強化〕

各ライフステージの移行の際の支援を確実に引き継ぎ、障がいのある子どもたち一人一人に連続性と一貫性のある教育を進められるよう、関係機関の連携をさらに進める必要がある。

3 その他、特別支援教育の充実・発展をめざして

〔ア 訪問教育〕

児童生徒の障害の状態に応じた時間数等を考慮し、指導内容・方法の充実に努める必要がある。今後も、保護者や病院等との連携をより一層深め、一人一人の障害の状態等に応じた専門性の高い教育を行う必要がある。

【取組結果】

- 各圏域に訪問教育を行う学校を設置し、全県で小学部9名、高等部2名の児童生徒が訪問教育を受けている（平成25年5月1日現在）。
- 訪問教育の対象となっている重度重複障がいの児童生徒の総数は少なくなってきており、教育の専門性を高めるためには、計画的に県外研修派遣等を実施するなどの研修のあり方について検討が必要である。

〔イ 寄宿舎〕

特別支援学校に在籍する児童生徒等の障害が重度・重複化、多様化している状況を踏まえ、寄宿舎における生活指導体制の工夫・改善、寄宿舎指導員の一層の資質向上を図る必要がある。

【取組結果】

- 平成25年度の入舎生徒数は鳥取盲学校寄宿舎が7名（盲学校4名、聾学校3名）、琴の浦高等特別支援学校寄宿舎が11名である。
- 琴の浦高等特別支援学校の開校に伴い、平成25年度より寄宿舎指導員を対象とした障がい理解や支援の在り方、服務等についての研修会を実施したが、専門性と資質向上のためには、計画的に研修を実施することが必要である。

〈寄宿舎指導員を対象とした研修等の実施状況〉

（1）特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会への派遣

- ・国立特別支援教育総合研究所主催事業

寄宿舎指導員等の専門性の向上並びに寄宿舎における指導等の充実を図ることを目的とする。

- ・毎年7月下旬から8月上旬に開催（1泊2日）
- ・派遣実績 平成24年度より派遣人数を2名から3名に増加。

平成21～25年度 鳥取盲学校寄宿舎指導員を毎年2名派遣

- (視覚障害教育部会、聴覚障害教育部会各1名)
- 平成24年度 特別支援教育課高等特別支援学校準備室より1名派遣
(知的障害教育部会)
- 平成25年度 琴の浦高等特別支援学校寮務主任1名派遣
(知的障害教育部会)

(2) 寄宿舎指導員を対象とした研修の実施(特別支援教育課対応)

○平成24年度の取組

鳥取盲学校 寄宿舎指導員研修会

平成25年1月25日実施 参加者約10名

「知的障がいの特性理解と対応について」

○平成25年度の取組

琴の浦高等特別支援学校 寄宿舎指導員研修会

平成25年10月23日 参加者約15名

「寄宿舎指導員の役割について」

(3) 寄宿舎指導員正職員の採用増による寄宿舎指導員の資質向上

		H21年度	H23年度	H25年度
鳥取盲学校 寄宿舎指導員	正職員	7名	12名	8名
	臨任	9名	2名	6名
琴の浦高等特別支援学校 寄宿舎指導員	正職員			7名
	臨任			5名
全県特別支援学校 寄宿舎指導員	正職員	7名	12名	15名
	臨任	9名	2名	11名
	合計	16名	14名	26名

特別支援教育部会 これまでの検討のまとめ

○第1回教育審議会学校等教育分科会特別支援教育部会

日 時 平成26年3月26日(水)

場 所 とりぎん文化会館第3会議室

議 事 平成21年～25年度までの取組の総括について

- ・鳥取大学地域学部教授、附属小学校長の小枝達也委員を部会長に選任した。
- ・今後の部会の進め方について承認された。
- ・「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について(答申)」(平成20年11月14日 鳥取県教育審議会)に基づいた取組の総括を行った。

委員からの主な意見

- ・障害者権利条約が批准されたことが、答申の中に何かの形で位置づけられる必要がある。
- ・虐待を受けた子どもの問題が深刻な教育課題となっていることを踏まえ、県の取り組み方、市町村の取り組み方等について一定の方向性を検討していくことが重要と考える。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒への対応は、全国的に、医療・福祉・教育が連携してあたっていく体制を整備する流れにある。学習の継続性を重視し、教員による医療的ケアの実施について検討するであるとか、給食の2次調理の問題等、まだまだ改善の余地があると感じている。
- ・特別支援学級や通級指導教室の児童生徒に対する教育課程編成の考え方、進路指導の在り方等について、検討・整理をしていく必要がある。
- ・就労後、うまく社会に馴染めるかどうかということも十分に捉えていく必要がある。
- ・インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障がいのある方とない方との共生社会の実現を目指し学校教育の中でどう取組を進めていくのかを議論することが重要である。学校教育でどのような取組が進められているのかについても広く県民に啓発していく必要がある。
- ・特別支援学校の児童生徒が居住する小中学校と交流及び共同学習を行い、双方の子どもにとってとてもよい学習経験となった。ぜひ今後も充実させていくことが必要と考える。
- ・特別支援教育に携わる教職員の資質向上のために、どのような取組を進めるのか。3複の加配教員や特別支援教育支援員に対する研修等も必要ではないかと感じている。
- ・手話言語条例が制定されたことを踏まえ、学校教育においてどのような取組を推進していくのかについて議論を進める必要がある。
- ・一貫した支援を進めていく上で「個別的教育支援計画」は重要なツールだが、児童生徒本人の自己理解、保護者の障がい理解等が十分に進んでいなければ、作成が困難な状況もある。やはり早期からの本人支援、保護者支援の体制構築が望まれる。
- ・早期から保護者の障がい受容、情報共有等を進めるために、幼稚園・保育所等の職員の資質向上、研修の実施等の充実も図っていただきたい。

○第2回教育審議会学校等教育分科会特別支援教育部会

日 時 平成26年5月16日(金)

場 所 とりぎん文化会館第3会議室

議 事 発達障がいを含めた障がいのある児童・生徒への支援の充実について

- ・前回、各委員から出された意見等に対する回答資料等を提示するとともに、さらに協議を深めた。
- ・「特別支援教育を推進し、インクルーシブシステムを構築する」という視点に基づき、学びの多様性をさらに進めていく。具体的には特別支援学級における学びの充実や維持、通級指導教室の拡充及び利用制限の撤廃等を進めていくという方向性が部会長によって提案された。

委員からの主な意見

- ・障がいのある子どもへの虐待は今日的な教育課題の一つであり、これまでの教育のやり方だ

けではなかなか対応ができづらい状況がある。研修課題として位置づけ、力を入れていく必要がある。また、担当教員だけが背負い込まないよう、相談窓口の確保等も必要である。さらには、特に児童養護施設等に短期収容される児童生徒の情報が福祉と教育との間で十分に共有されていない状況がうかがえることから、短期・長期に関わらず可能な限り情報を共有できるシステムの構築を進める必要がある。

- ・知的障がいの有無というのはクリアーに分けられるものではなく、実態論として県内でも知的障がいの疑いのある児童生徒が自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍するケースが少なくない。学級の障がい種ではなく、本人の障がいの状況や教育的ニーズにそった柔軟な教育課程編成や対応ができるよう、行政の指導の在り方も検討すべきではないか。
- ・高等学校に進学をしてくる発達障がい等の生徒に対する対応指針が必要と考える。進学後、集団にうまく適応できないケース、学力的に非常に厳しいケースもある。保健室登校は欠時数扱いとなっているのが現状である。単位認定の問題、人的配置の問題も含め、入学してからの指導、支援の在り方を県としてどこまで弾力的に考えていくべきか、どういったやり方があるのか、引き続き議論が必要である。
- ・通級指導教室の活用ニーズに対するリソースがまだまだ少ない。その為、利用の条件のハードルが高かったり、移動手段の確保が困難だったりして利用できないといった課題が見られる。これを改善するためには、通級指導教室の設置のさらなる充実を図ることが必要である。また、他校の通級指導教室に通う場合、移動時間等のロスも大きいため、例えば通級指導教室を設置する学校の担当教員が巡回するといった方策についても検討する。LD等専門員の今後の在り方等についても、併せて引き続き議論をしていく。
- ・インクルーシブ教育システムの構築に向けては、市町村の環境整備が不可欠である。特別支援教育支援員や加配教員等の人的な環境整備の面で県と市町村とが協力しながら体制の充実を図るような取組を望む。研修等の実施による職員の専門性の確保については、県としても検討を進めていく。
- ・手話言語条例制定の意義を積極的に捉え、学校教育においてもさらに推進すべきである。中高における手話サークルを増やす等の具体的な目標を掲げて取り組んでいくのも良いのではないか。
- ・児童生徒を一貫して支援するためのツールとして、個別の教育支援計画を作成し、効果的に活用するための取組をさらに進める。教員への指導・啓発はもとより、保護者に対する理解を進めていくための方策等について、引き続き検討する。保護者が作成を望むにも関わらず、学校による作成につながらないケースもあり、早急に改善が必要である。保護者の同意が得られないケースにおいて、作成をどのように進めていくのかについて引き続き議論が必要である。

○第3回教育審議会学校等教育分科会特別支援教育部会

日時 平成26年6月25日(水)

場所 とりぎん文化会館第3会議室

議事 特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実及び環境整備について

- ・将来的に県内の子どもの数が減っていく中、特別な支援を必要とする子どもの占める割合は増えていくという見通しのもと、あらゆる校種において特別支援教育を充実させる必要があることを確認した。
- ・全管理職に対する研修の継続実施、指導者の専門性の確保が不可欠であるとの意見が多数を占めた。
- ・障がいのある子どもの指導においては一貫性のある支援が必要であることから、機能的に学校間をつなぐ役割を果たすコーディネーターを各市町村に配置することや、中学校区に1名程度、特別支援教育のキーパーソンとなる教員を養成・配置し、専門的な知見から校区内の教員をサポートする体制を構築すべきとの意見が出た。小規模県ならではの機動的な体制整備を目指す方向性がまとめられた。

委員からの主な意見

- ・学校教育法施行令が一部改正となり、障がいのある子どもの就学先は選んでいけるのだという方向性が打ち出された。特に1年生になる前の保護者や本人に対しては、十分な情報提供が必要である。また、当事者を抜きにした議論にならないことを要望したい。
- ・特別支援学級担任の専門性の確保は重要な課題である。可能な限り免許保有者や経験者を担任に充てるといった校内人事における配慮を進めていただきたい。また、全ての教員が特別支援教育に係る基本的な知識を持って教育活動にあたることも大切ではないかと考える。担任になってから学ぶというのではなく、素地を作っておくことが重要であり、全教職員を対象とした中長期的な視点での研修実施も検討して良いのではないかと考える。
- ・現在、小中学校には特別支援教育主任、高等学校には特別支援教育担当が配置されているが、多くの者は担任等の業務を持ちながら担っている。幼（保）小連携、小中連携、中高連携、特別支援学校との連携、専門機関等との連携等を効果的に進めていくためには、一層機能的に「つなぐ」システムを考えていかなければならない。若桜町がモデル事業でコーディネーターを配置した時にも大きな成果があった。県と市町村が財政的にも協力しながら、子どもを取り巻く関係者、専門機関をスムーズにつなぐ体制作りを進めていけるとありがたい。
- ・盲学校、聾学校のように児童生徒数の減少が見られる学校があるが、各特別支援教育は、高い専門性による支援が必要である。今後も各障がいに係る専門性を維持するため、単独設置を保持する方向が望ましい。
- ・盲・聾・養護学校の校名については、ぜひ現状維持としてほしい。
- ・白兔養護学校の訪問学級は素晴らしい教育環境であり、優れた教育実践を積み上げている。しかし、在籍する子どもの障がいの状況を考えれば、知的障がいよりも肢体不自由、病弱の教育として検討すべきである。鳥取養護学校の分校という形になれば、教育環境としてより充実し、専門的な教育を提供できるのではないかと考える。
- ・県内の視覚障がい者のうち学齢期の子どもはほぼおらず、緑内障等による中途視覚障がい者を含む18歳以上の方が大半である。秋田県立秋田盲学校においては、中途視覚障がい者も対象者に含めた専攻科生活情報科を設置している。本県においても、鳥取盲学校の今後の在り方として、秋田県のような取組を検討していただきたい。
- ・知的障がいの特別支援学校にあっては、校舎増築に伴い、農場等の学習場所が十分に確保できていない学校もある。近隣の高等学校等と連携し、使える資源を確保しつつ、高等部と高等学校の生徒の交流も併せて図っていく取組を進める等、柔軟な対応を進めていただきたい。
- ・複数障がいを対象とする特別支援学校においては、専門的な指導環境の確保の観点からも、それぞれの障がい種別に学級編成や指導者の配置等を検討していくことが望ましい。具体的には、病弱と肢体不自由の教育を行っている鳥取養護学校、皆生養護学校高等部について、学級編成等の考え方を再度整理するべきである。
- ・よほど特別な事情がない限り、入学希望者は全員特別支援学校に受け入れられるよう、高等部全入の門戸は閉ざすべきではない。ただし、不本意入学の実態、強度行動障がいのある生徒への対応等も併せて議論しながら、今後の進路指導の在り方や教育環境の在り方等を考えていかななくてはならない。
- ・特別支援学校高等部（琴の浦を除く。）の受験日と県立高等学校の受験日が同一日であるが改善できないか。選択肢は可能な限りたくさん用意して、受験のチャンスを確保すべきと考える。

○第4回教育審議会学校等教育分科会特別支援教育部会

日時 平成26年7月25日（金）

場所 とりぎん文化会館第3会議室

議事 特別支援学校を拠点とした県内学校及び保護者に対する支援の在り方について

- ・高等学校、特別支援学校高等部に在籍する生徒に対する就労支援については、行政の各部局間の連携、現場の担当者レベルの連携等を細やかに進めつつ、職場への定着を目指した体制整備を行うことが重要であるという意見が多数寄せられた。
- ・今後、全ての校種において特別支援学校の充実を図るためには、特別支援学校のセンター機能の一層の充実が必要であり、適切な体制整備を進めていくべきという御意見、また、具体的な方策として、特別支援学校エキスパート教員による巡回サポート、特別支援学校に配置している外部機関の専門家や地域支援部等も含め、相談のニーズに応じてチームで対応していくことも必要ではないかという方向がまとめられた。

委員からの主な意見

（障がいのある生徒の就労支援について）

- ・離職の要因は個によって様々だが、定着支援に向けてはジョブコーチ、定着支援センターのフォローアップ機能と特別支援学校教職員によるフォローアップ機能の重なり、連携がうまく図られる必要がある。
- ・高等学校に在籍している知的障がいを伴わない発達障がいの生徒の中にも、就労でうまく定着しないケースがある。一般の雇用枠だとやはり十分な支援を受けづらい面もあるため、障がい者の雇用枠もあるという情報提供については、在学中に本人、保護者の理解を進めながら行っていくことが重要である。西部地区においては若者サポートステーションが、障がいのある、なしに関わらず学校を巡回して就労に関わる相談に応じている。東部、中部でもぜひそういう動きになればありがたい。

（特別支援学校のセンター的機能について）

- ・特別支援学級の担任は免許を持っていない者も多いので、特別支援学校のエキスパート教員が小中学校等に出向いて、教員の専門性向上につながる指導をしていただけるというのは望ましい動きである。
- ・特別支援学校のエキスパート教員による、主たるサポートの対象者は特別支援学級担任であるということを位置づけておかなければ、「教科の指導法について助言してくれ」と言われても困ると思う。発達障がいの児童生徒を指導している通常の学級の担任へのサポートとは少し分けて考えるべきである。
- ・特別支援学校に作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）等の専門家が配置され、エキスパート教員とチームを組んで地域の小中学校等に出かけていく機会もある。小中学校にも色んなニーズのある子どもがいるので、色々な視点でサポートしていくことが重要である。特別支援学校への外部機関の専門家の配置については、今後も充実を図っていくことが必要である。

（答申案について）

- ・幼稚園等においては、1歳半健診及び3歳児健診の情報等が保健センターと共有できれば、必要な支援体制等の準備も進めることができる。「健やか親子21」の次期計画でも、「切れ目ない周産期・乳幼児保健対策の充実」が課題として挙げられている。関係機関間の有機的な連携体制の強化が望まれる。
- ・鳥取大学においては学生支援センターが立ち上がった。特に発達障がいのある学生は、学生生活よりも学びで困っていることが分かった。レポートが書けない。また、一本のテキストがないことに困っている。学習支援員として大学院生を雇用して学習支援をするという取組も始めたところである。
- ・特別支援学校の教員の専門性を高めていくためには、1年ごとに担任を変えるのではなく、ある程度継続していただくという視点も重要かと思う。
- ・虐待のある子どもへの対応の在り方に係る記載の中に、「要保護児童対策地域協議会をうまく

活用し…」といった表現を追記すべきである。19市町村全てに要対協があるので、ぜひこの会との繋がりを強く明記しておくことが重要である。

- ・「合理的配慮」「基礎的環境整備」に係る具体的な整理がまだ不十分である。答申案においても具体的に小・中・高における合理的配慮が何かということを書いていくとより良いものになる。
- ・「保護者支援」に関して、教育と福祉がどう連携するのかという部分が十分に議論できていない。教育の中でいう保護者支援がどういう位置づけなのか。教育がどこまで踏み込むか、まだ曖昧であると感じる。
- ・保護者は、我が子がこの先の成長と共にどのような進路の選択肢を持つのかといったイメージをなかなか持つことが出来ないし、知識もない。スタンダードな考え方で良いので、県の方で簡単なリーフレットのようなものを作成するといったことも家族支援の一環として考えていただけるとありがたい。
- ・特別支援学校の通学バスの存続はぜひお願いしたいが、障がい特性によっては大集団のバスの中では不応も起こりやすい等のケース等もあるため、代替手段についても検討が必要である。また、将来の自立に向けて公共交通機関の利用への移行を図る等、通学も教育の一環として個別の教育支援計画に盛り込みながら長期的な視点で検討することが必要である。
- ・早期支援体制の構築に向けて、5歳児健診が悉皆実施になるのは良い方向だと思うが、医師やスタッフの確保も含め、県の方から予算的な補助等があるのかどうかということのも大きいと考える。また、就学時健診についても答申の中で触れられると良いと思う。

○第5回教育審議会学校等教育分科会特別支援教育部会

日 時 平成26年8月26日(火)

場 所 とりぎん文化会館第3会議室

議 事 答申の骨子についての検討(答申案2次検討)

- ・答申の骨子について説明を行い、委員の意見を聴取した。
- ・本県ならではの特別支援教育推進体制とは「機動力を活かし、顔の見える繋がりを作る」という方向性が確認された。また、推進体制の構築にあたっては、特別支援教育に係る専門性を有する教員や特別支援学校、専門機関等による重層的なサポートシステムとすること、現場にとって身近で使いやすいシステムとなるべきといった意見が出された。

委員からの主な意見

(インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進について)

- ・教育の多様性を確保し、一人一人の子どもの可能性を最大限に引き出すこと、そのための基盤的な環境整備を行うことについて、答申に記載を行う。

(特別支援教育推進体制の構築について)

- ・今後の特別支援教育の推進を図る上で、域内の教育資源(スクールクラスター)プラス連携する各機関も含めたシステムを重層的に作るのだという理念を答申に明記してはどうか。専門性を持つ教員や特別支援学校等を活用する等、学校間で連携して課題解決を目指すケースもあれば、ニーズによっては各専門機関(医療、福祉等)との連携が必要なケースもある。段階的、重層的な支援システムを確保し、学校や保護者等をサポートしていくことが重要である。
- ・特別支援教育センター校や専門性の高い教員を中核とした支援体制を進めていくのは大変好ましい方向性である。センター校に求められるニーズを1名の教員で全て担っていくのは困難と思われる。センター校にどこまでの役割・機能を持たせていくのかという整理と、担当者の複数配置等の検討も必要である。また、学校現場や保護者にとって身近で利用しやすい支援体制となることに期待する。
- ・特別支援教育センター校は中学校区に限定するのではなく、市町村の実態に応じて、例えば郡に1校配置することもできる等、弾力的な運用を可能としたほうがよい。

(障がいのある児童生徒等へのいじめ、不登校等に対する対応について)

- ・発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対するいじめの問題、不登校等になってしまった障がいのある児童生徒に対する対応には医療、福祉等関係機関との連携や、早期から地域との繋がりを作っていくことが重要な視点である。不登校や集団不適應に起因して引きこもりになってしまうケースもあり、深刻な課題であることから、答申の中に記載をしていただきたい。全校種共通の項に、虐待対応と関連づけて記載していただく。

(幼児教育の充実及び早期支援体制の構築に向けた取組について)

- ・県がイニシアチブを発揮しながら、各市町村において早期から教育と福祉、保健等が連携を図り本人や保護者をサポートしていく体制整備をリードしていただきたい。また、幼稚園、保育所等の職員が幼児の実態や課題等を適切に見取り、支援していくことの出来る力量を付けていかななくてはならない。そのためには研修等への参加促進が重要であり、教育行政と福祉行政が一体となって、研修参加への働きかけや参加しやすい体制の確保等の取組を進めていただきたい。

(高等学校における特別支援教育の充実について)

- ・高校になると特別支援学級がない、通級指導教室がない等、特別支援教育に取り組んでいくうえでの難しさというものが存在する。高校の教員の専門性の確保・向上、適切な人的配置、支援体制、環境整備等が進んでいくよう、答申の中にしっかりと方向性や必要性を明記していくべきである。

(手話の取組について)

- ・鳥取県手話条例の制定を踏まえ、学校現場における取組をさらに進めていくために、まずは教員が手話による表現を身に付けること、早期から手話に馴染み、親しんでいく環境作り等も重要である。また、手話普及支援員の存在を広く学校現場等に周知し、教育課程や部活動等において取組が広がっていくことに期待する。

(答申における用語の定義や解釈等について)

- ・「域内の教育資源（スクールクラスター）」という概念が今回新たに国から示されたところである。その用語の意味するところや、「域内」という表現の意味する単位等について解釈を明確にしておく必要がある。「スクールクラスター」以外にも、正しい定義や解釈等の必要な用語については、答申の中で注釈をしておくのがよいだろう。
- ・「合理的配慮」「基礎的環境整備」等については、国の定義自体がまだまだ曖昧な部分もあるが、現段階で記載できる範囲で資料等を差し込んだ方がよいのではないかと。

○第6回教育審議会学校等教育分科会特別支援教育部会

日 時 平成26年9月24日（水）

場 所 とりぎん文化会館第3会議室

議 事 答申案についての検討（最終検討）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・県民への意見募集結果等を踏まえ、答申案に係る最終的な検討を行った。・答申案全体をとおして、各委員よりひととおりの意見を出し合った。・答申の最終的な調整は部会長に一任することが了解され、部会の全日程を終了とした。 |
|--|

委員からの主な意見

(「発達障がいを含めた障がいのある全ての児童生徒等」という表現について)

- ・県民からの意見募集において「特別な教育的ニーズを抱える児童生徒等」としたほうが良いのではないかと意見があった。「特別な教育的ニーズのある児童生徒等」と修正の上、答申の中で部分的にこの用語を用いることも考えられるが、母国語が違う子どもや帰国子女、文化的・宗教的なマイノリティの方等も含むため幅が広くなり、対象者が不明確になるのではないかと。したがって、誰について議論してきたのかということを確認しておく意味でも、表記としては現状のままとした方がよい。
- ・ただし、インクルーシブ教育は、「健常児」「障がい児」ということで分けるのではなく、どの子にとっても必要な個々の教育的ニーズに対応するという理念がある。特別支援教育は一

般の教育と切り離されたものではなく連続したものであることから、「はじめに」の中にそういった理念、精神を盛り込んでいかないと、障がいがあるか、ないかという二元論になってしまう。

- ・「障がいのある全ての…」という表現がもう少し軟らかくならないか。保護者や本人の心情とすれば、表現が少し強いと感じられる方もあるかもしれない。

(特別支援学校の校名変更について)

- ・県民からの意見募集において、「養護学校」という名称は直ちに改め、「特別支援〇〇学校」又は「特別支援学校〇〇」等の名称へ変えていくべきとの御意見を5件いただいた。
- ・保護者や本人としては、「養護学校」という言葉に抵抗のある方もあれば、そうでない方もある。
- ・卒業生としては、校名をぜひ残して欲しいという気持ちがあり、これまでも学校にそう伝えてきた。
- ・全国的には名称変更をしている都道府県が多くなってきていることから、直ちに変更ということにはならなくとも、現場の声（職員、保護者、本人等）をモニターすることとし、答申に明記してはどうか。

(基本方針の構成について)

- ・「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進」というのは、確かに答申全体に係る重要なキーワードであり、全体的なコンセプトであるが、基本方針の柱から外す必要はない。

(答申案について)

- ・基本方針に「特別支援学校及び特別支援学級に…」とあるが、「通常の学級」も加えるべきである。
- ・研修を踏まえて日々の実践をしっかりと進めていくことこそが重要であり、それを明記すべきである。
- ・教育的なアセスメントに基づく教育実践が進められるという点が現状ではまだまだ弱く、課題がある。
- ・就学支援体制においては、就学に関するガイダンス（教育相談、就学相談等）の在り方についても項を設けて明記していく必要がある。
- ・西部地区における病弱教育部門についての検討を早急に開始することを明記すべきである。
- ・特別支援学校エキスパート教員以外の教員も地域の学校に出向き、必要なサポートをすることが想定されるため、「特別支援学校エキスパート教員等を」という表現に訂正したほうが良い。
- ・中高連携、情報の引継の部分は私立高校も取り組んできているので、ぜひ加筆してほしい。

鳥取県教育審議会条例

平成 18 年 3 月 28 日

鳥取県条例第 12 号

鳥取県教育審議会条例をここに公布する。

鳥取県教育審議会条例

(目的)

第 1 条 この条例は、鳥取県教育審議会の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平 24 条例 6・一部改正)

(設置)

第 2 条 学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興を図るため、鳥取県教育審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 24 条例 6・一部改正)

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、教育委員会又は知事の諮問に応じ、学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、教育委員会又は知事に建議する。

(組織)

第 4 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 6 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第 7 条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 8 条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、次条第1項の規定により置かれる分科会及び第11条第1項の規定により置かれる部会の議事について準用する。

(平24条例6・一部改正)

(分科会)

第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
学校等教育分科会	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「公立学校等」という。)の教育の振興に関する重要事項(学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。)を調査審議し、及び建議すること。
学校運営分科会	1 公立学校等の運営に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 2 公立学校等の教職員評価に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。
生涯学習分科会	1 生涯学習の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 2 社会教育の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 3 青少年教育の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 4 青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 5 文化芸術の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。

- 2 前項の表の左欄に掲げる分科会に属すべき委員及び臨時委員は、教育委員会が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、当該分科会に属する委員のうちからあらかじめ分科会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平19条例1・一部改正)

(部会)

第11条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長)が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(雑則)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条第2項、第6条第2項及び第7条第2項の規定による任命及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(鳥取県産業教育審議会条例等の廃止)

- 3 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 鳥取県産業教育審議会条例(昭和26年鳥取県条例第51号)
 - (2) 鳥取県スポーツ振興審議会条例(昭和37年鳥取県条例第14号)
 - (3) 鳥取県教育課程審議会条例(昭和40年鳥取県条例第8号)
 - (4) 鳥取県高等学校教育審議会条例(昭和48年鳥取県条例第28号)
 - (5) 鳥取県生涯学習審議会条例(平成3年鳥取県条例第15号)

附 則(平成19年条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第49号)

この条例は、平成23年8月24日から施行する。

附 則(平成24年条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について、ご意見をお寄せください。

～障がいのある幼児児童生徒一人一人の自立に向けた支援を充実させます～

鳥取県教育委員会では、障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた特別支援教育の充実を図るにあたり、鳥取県教育審議会において、今後の特別支援教育の在り方について検討を行っています。

そこで、検討中の内容について県民のみなさんからご意見をいただき、今後の取組に反映させていただきます。

今後の特別支援教育の在り方について（検討している内容）

基本的な考え方の方針～インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実



- 発達障がいを含めた障がいのある児童生徒への支援の充実
- 特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実及び環境整備
- 特別支援学校を拠点とした県内学校及び保護者に対する支援の充実



特別支援学校における教育の充実

○各障がい種に応じた専門性のある教育の推進

- ・現在の「盲・聾・養護学校」の名称を継続
- ・各特別支援学校における教育環境の整備・充実
(施設設備、教員配置、教育課程編成等)
- ・キャリア教育の推進と生徒の希望する進路先への進路決定
- ・スクールソーシャルワーカーの配置

○特別支援学校センター的機能の充実

- ・特別支援学校のセンター的機能体制の強化
- ・特別支援学校のエキスパート教員や作業療法士、理学療法士等が小中学校等のニーズに応じてサポート

その他(全校種共通)

○特別支援教育に係る普及・啓発

- ・全ての学校における手話の取組の推進
- ・障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流及び共同学習の充実
- ・県民等に対する特別支援教育の積極的な啓発と情報発信

○虐待等を受けた、障がいのある児童生徒への支援等の事例研究

幼稚園等、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実

○発達段階に応じた適切な教育の充実

幼稚園等（幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園）

- ・早期から学齢期への一貫した支援体制の構築
- ・幼児の障がいの状況に応じた早期からの適切な指導の実施
- ・教育と福祉の連携強化による就学への円滑なつなぎ

小学校・中学校

- ・通級指導教室の拡充及び担当教員の養成・配置
- ・通級指導担当教員による巡回（相談及び指導等）の実施
- ・特別支援教育センター校の設置と専門性を有する教員配置
- ・特別支援教育センター校を拠点とした支援体制の構築
- ・全圏域における特別支援学級のエキスパート教員の養成
- ・全教員に対して特別支援教育に係る基本研修等の実施

高等学校

- ・義務教育からの指導の継続性を踏まえ、生徒の教育的ニーズに応じた必要な指導を行う場を確保。支援体制も整備
- ・各圏域における特別支援教育に係るネットワークの充実
- ・特別支援教育の充実に向けた学校のサポート体制の整備

○連携による機能的な支援体制の整備・充実

- ・各市町村への特別支援教育コーディネーターの配置を促進
- ・「個別の教育支援計画」を活用した一貫した支援体制の整備

ご意見をいただきたい内容

- ◇ 基本的な考え方の方針について
- ◇ 特別支援学校における教育の充実について
- ◇ 幼稚園(保育所等)、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実について

◎その他にも、ご意見等があれば、お聞かせください。

ご意見の提出方法

- ◇ 提出先：県教育委員会事務局特別支援教育課
- ◇ 提出方法：次のいずれかの方法でお寄せください。
 - 郵送：〒680-8570（郵便番号のみで届きます）
 - ファクシミリ：0857-26-8101
 - メールフォーム：特別支援教育課ホームページからご意見の直接入力・送信が可能です。
 - 電子メール：tokubetusienkyoiku@pref.tottori.jp
 - 意見箱への投函：県庁県民課、総合事務所地域振興局、県立図書館に設置してあります。

ご意見の募集期限

9月12日（金）まで

意見募集のホームページ（HP）

<https://www.pref.tottori.lg.jp/235900.htm>

※HPのほか各市町村役場、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、各教育局、県立図書館にも資料を設置しています。

お問合せ先

県教育委員会事務局 特別支援教育課

《電話》 0857-26-7924

《ファクシミリ》 0857-26-8101

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方に係る意見募集の結果について

1 意見公募のテーマ：鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について

2 意見募集の実施状況

- (1) 実施期間 平成26年8月8日(金)～9月12日(金)
 (2) 応募方法 意見箱、電子メール、メールフォーム、ファクシミリ、郵送
 (3) 応募件数 288件(94名)

3 手段別意見応募件数(意見件数を記入。応募者数は()書きしたもの。)

意見箱	電子メール	メールフォーム	ファクシミリ	郵送	その他の方法
17(5)	42(15)	90(25)	116(39)	13(6)	10(4)

※「その他の方法」の例 直接持参、電話等

4 応募意見による答申への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した	54	<ul style="list-style-type: none"> ・我が子は将来、特別支援学校に通わせたいと考えているが、居住する地域に専門的な教育を行う特別支援学校があればと願う。 ・子どもへの対応に慣れてきたと思ったら、1年間で担任が替わることが繰り返されている。
既に盛り込み済み	202	<ul style="list-style-type: none"> ・通級指導教室の設置の充実を図ってほしい。 ・教職員の専門性の向上を図るため、研修の充実を進めるべきである。 ・社会に向けた啓発を進めつつ取り組むべきである。
今後の検討課題	21	<ul style="list-style-type: none"> ・「盲・聾・養護学校」の校名について、見直し検討を速やかに行うべきである。 ・「副籍」「支援籍」等、地域の学校と特別支援学校のいずれにも籍を置き、交流を推進すべきである。 ・特別支援学級の学級定員や非常勤職員の加配等について見直しを図るべきである。
対応困難	8	<ul style="list-style-type: none"> ・「インクルーシブ」より、「ユニバーサル」という言葉のほうが分かりやすい。 ・せめて義務教育の段階においては、全ての子どもが地域の小・中学校で学べるようにすべきである。 ・発達障がいの生徒のための特別支援学校を設置すべきである。
その他 (個別の案件への対応)	3	<ul style="list-style-type: none"> ・通級指導教室に行くまでの校内の通路を変更してほしい。 ・親族の子どもの支援会議等を早急に持ち、対応の改善を図ってほしい、等。
	288件	

意見募集への対応方針

意見の概要	対応方針
基本的な考え方の方針	
基本的な方針はとても充実している。	御理解いただき、ありがとうございます。
障がいのある方も障がいのない方も「共に学び・共に暮らし、共に生きる」共生社会の実現を願う。誰もが人として個性を尊重し合い、支え合いの精神で社会参加できるような環境の実現等を進めてほしい。	鳥取県においても「障害者の権利に関する条約」の目的や理念を大切にしつつ、共生社会の実現を目指した施策の充実を図る必要があると考えています。 そのため、インクルーシブ教育システムの考え方を学校教職員はもとより、県民の皆様に対しても広く周知していきたいと考えています。
インクルーシブ教育とは分けないことである。健常者も障がい者も地域を原則として、同じ場所で過ごしていける環境作りを進め、共に学ぶことのメリットを大切にしていけるべき。	
インクルーシブ教育システムの構築を目指すのに、特別支援教育を特別扱いしてはいけない。特別な支援を必要とする子どもを健常児と分けて捉えるのではなく、一人一人の子どもにとって必要な教育とはどのようなものかを考えるべき。	
学校内だけでなく家庭、地域を巻き込んだ施策を分かりやすく提示してほしい。	
同じ障がいであっても住んでいる地域や設置者によって教育に差があってはいけないと思う。	
インクルーシブ教育システムの構築という方向性で議論が進んでいくことは大変望ましいことである。どの子どももその能力に応じて適切な教育がなされなければならない。そのためには物的、人的教育環境の充実がもっと進められなければならない。	特別な支援を必要とする児童生徒等に対して適切な教育を行うためには、体制面、財政面も勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担を課さないよう留意しつつ、必要な基礎的環境整備等を進める必要があります。そのため、県と市町村がより協力をしつつ、鳥取県の特別支援教育の充実を目指していくことが大切であると考えています。
インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育を目指していくためには、現段階でどのような合理的配慮や基礎的環境整備が行われ、今後どのような取組ができるのか、まず県内の学校の現状把握が必要である。	今後は市町村とともに現状把握をしつつ、必要な環境整備をしていきたいと考えています。
方針の内容には賛成だが、インクルーシブという聞き慣れない横文字言葉は、たとえ用語解説を見ても理解が容易ではなく、とっつきにくい印象を受けた。この文言自体が県民に広く知れ渡っていないのではないか。	今後の特別支援教育の在り方を考える上で、「インクルーシブ教育システム」というものは重要なキーワードとなります。この理念をいかに分かりやすく情報発信していくかということが重要であり、今後、広報誌やメディアの活用等も含め、工夫して周知したいと考えています。

<p>特別支援学校があることにより、健常児が障がい児を目にする機会が少なくなり、別の偏見が生まれてしまっていないか。特別支援学校で学ぶ子ども達をできるだけ減らし、普通の学校と一緒に学ぶ方向で検討すべきではないか。インクルーシブ教育システムが進めば進むほど、特別支援学校の存在意義が薄れてしまうのではないか。その辺りをどうお考えかよく分からない。</p>	<p>特別支援学校も、障がいのある児童生徒等の学びの場の選択肢の一つであることに変わりありません。その上で、地域の学校等との交流及び共同学習の充実や、地域の空き教室等を特別支援学校の分校、分教室として活用する等、地域と等の繋がりを大切にした特別支援学校の在り方を検討する方向で、答申に明記しました。</p>
<p>充実という以前に、学校種間で条件が異なることを押さえると、まず不足する部分の体制整備に目が向かなければならない。</p>	<p>校種間の条件の違いも踏まえ、それぞれの今後の在るべき方向性について審議を行い、共通のキーワードとして「充実」という表現を用いています。</p>
<p>明確に「障がいのある児童生徒」とするのではなく、診断を有していないケースや臨床像が酷似している子どもも支援対象として含めていくことが現実的な課題である。敢えて発達障がいを名前として挙げるのではなく「特別な教育的ニーズを抱える子ども」と表すべきではないか。</p>	<p>本部会における審議対象となる児童生徒は、決して診断名の付いている子ども等に限定されたものではなく、特別支援教育の対象と考えられる子ども全てを含むことから、その理念を答申に明記しました。</p>
<p>インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実という方針は、結論として通常教育改革に踏み込めていない印象を受ける。「インクルーシブ教育システムの構築に向けた鳥取県教育の改革・充実」という本心のほうが、意気込みとしても明瞭ではないか。</p>	<p>中教審報告（平成24年7月）に書かれている内容に準じた表現を用いています。 （参考）共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。</p>
<p>障がいのある子どもとその親への支援の充実だけでなく、差別、偏見なく社会に受け入れられるように、その周りにいる人たちへの理解をもっと深めるよう、周知、広報に努めてほしい。</p>	<p>インクルーシブ教育システム及び特別支援教育に係る啓発等を県民に対して積極的に進めていくことは、非常に重要であることから、答申の「基本的な考え方」に明記しています。</p>
<p>もっと療育やその他のことを県等から情報発信してほしい。育てる親には分からないことがたくさんある。</p>	<p>また、障がいのある子どもを持つ保護者に対する情報提供や相談窓口等を充実させ、「丁寧で分かりやすい」サポート体制を整備することが大切だと考えています。</p>
<p>特別支援学校でどんな勉強や生活をしているのか、全く他の人が知らない。情報の提供をし、明るく、地域に開かれた学校にしてほしい。</p>	<p>特別支援学校が新聞やテレビ等のメディアに取り上げられる機会も増えてきていますが、今後も積極的に地域や県内の皆様に情報を発信し、親しまれる学校としたいと考えています。</p>

今後の特別支援教育の在り方（全校種共通）	
特別な支援を必要とする子の虐待等に対しては、学校・地域・子ども同士の理解はもとより、保護者と子どもの心のケアが必要ではないか。	学校等と要保護児童対策地域協議会との連携により、家庭へのサポート等を進めていく必要があると考えており、答申にも明記しました。
発達障がいのある子どもさんに対するいじめへの対応が適切に行われず、生徒が大人不信となり、不登校になってしまった事例もある。教員、学校の認識、理解を高めてほしい。	いじめ、不登校等への適切な対応及び支援を進めていく上では、児童生徒等の障がいに基づく困難さ等について教職員が正しく理解することが必要です。そこで、全ての教職員が障がいに対して一定の知識等を身につけることを目指し、答申に研修等の重要性を明記しました。
適応指導教室の在り方について見直しをお願いしたい。発達障がいの専門家が常駐する、もしくは不登校初期からの専門機関との連携を図るなどの対策ができないか。	一人一人の児童生徒の障がいの状態等に応じて、学校、適応指導教室、医療機関等が連携し、保護者も交えて支援の方策等について検討を進めていくことが必要であると考えます。
手話を使用しない聴覚障がい者もおり、文字や耳元通訳での情報保障も必要だということを共に教育していただきたい。	手話を学ぶことが、ろう者、ひいては障がいがある方々への理解を深めるきっかけの一つとなればと考えます。知的障がい等のある方の場合も、音声言語によるコミュニケーションが困難で手話やマカトン法等を用いて表現されている場合もあります。個性を認め、多様性を尊重することのできる児童生徒を育成することが大切だと考えています。
特別支援学校における教育の充実について	
障がい種に応じた支援、そして個々に応じた支援の充実を望む。	一人一人を大切にした特別支援学校教育を進めていくことが大切だと考えています。
鳥取盲学校に「生活情報科（仮称）」を開設し、中途視覚障がい者の方で、職場復帰や、働かなくても生活の質を高めつつ地域の中で社会参加をしたいという者を対象に、自立を目指した教育の場を確保すべきである。	各特別支援学校の個々の課題や今後の方向性に係る要望等については、本答申の方向性を踏まえ、県教育委員会においてあらためて実態やニーズ等の調査をした上で検討を進めていく必要があると考えています。
聾学校ひまわり分校の設置場所を含め、教育環境の整備・充実に向けた検討を望む。（廃校となった小学校の利用等）	
鳥取養護学校には病弱、医療的ケアの必要な児童生徒も多いことから、県立中央病院の新設に伴い、病棟と学校との連絡通路の確保を望む。	
白兔養護学校訪問学級の教育環境整備を望む。指導体制、授業時間の確保等、個々の児童生徒の実態に応じた指導環境をお願いしたい。全日制に近い形になると良い。	

<p>居住する地域に近い範囲に特別支援学校があれば親としてはありがたい。毎日の送り迎えが大変ということもあるが、親としては少しでも近く、地元の友だちと過ごせる学校へ通わせたい。そのためにも安心、安全、個々に応じた支援が受けられるよう体制整備等をお願いしたい。</p>	<p>児童生徒が居住する地域で可能な限り教育を受けられる方向性を考えるとき、特別支援学校の分校・分教室等をできるだけ地域の学校の中に広げていくという取組は方法の一つとして考えられます。</p> <p>答申の中では、地域の学校の空き教室等の有効活用も含め、在り方を検討することが必要であると明記しています。</p>
<p>中山間地域が大半の本県において、中山間地域へ特別支援学校の設置（分校・分教室を含む。）を検討すべき。過疎化、少子高齢化が進む県内で持続可能な地域社会づくりになるのではないか。</p>	<p>答申の中では、地域の学校の空き教室等の有効活用も含め、在り方を検討することが必要であると明記しています。</p>
<p>障がいのある子どもが生活していく上で自立していけるようになるために、もっと特別支援の学校を増やすべき。</p>	<p>徳島県には、高等学校段階の病弱又は知的障がいを伴う発達障がいの生徒に対して教育を行う「県立みなと高等学園」が開設されています。</p>
<p>義務教育後の行き場がない。発達障がいを受け止める場としての特別支援学校の意義を模索すべきである。病弱特別支援学校の形態で、発達障がいを受け止めている他県のケース等を参考にしはどうか。</p>	<p>これは、「発達障がいを伴う病弱又は知的障がいの生徒」を意味しており、特別支援学校で教育を受けることが適と判断される「病弱又は知的障がい」のということが前提ということになります。</p>
<p>発達障がいのある生徒にとっても、いい環境が整った特別支援学校があればいいと思う。そこに行くしかないのではなく、普通校でのユニバーサルデザインも含めて、豊かな選択肢の一つであってほしい。</p>	<p>鳥取県においても、同様の解釈で発達障がいのある生徒が特別支援学校に在籍しているケースもあります。</p>
<p>自閉症・情緒障がいのある児童生徒に対する特別支援学校の受け入れ体制の整備が急務である。</p>	<p>鳥取県においても、同様の解釈で発達障がいのある生徒が特別支援学校に在籍しているケースもあります。</p>
<p>特別支援学校高等部に入学する生徒がなぜ増えているのか、分析が必要である。一つには、高校には入れないからではないかと考える。</p>	<p>鳥取県においても、同様の解釈で発達障がいのある生徒が特別支援学校に在籍しているケースもあります。</p>
<p>通学バス利用者の編成が通学経路中心となっているが、障がいの特性や状態に応じた小グループ編成とし、介助員付きのマイクロバス等で通学支援をしても良いのではないか。居住地に関わらず、県内全ての児童生徒が同水準のサービスを受けるようにすべき。</p>	<p>通学保障の観点から、児童生徒の通学を支援する体制整備は重要であり、今後も多様な支援体制を確保するとして答申に明記しています。</p>
<p>特別支援学校の専門性を向上させるためにも、作業療法士（OT）等外部専門家の配置を進め、全県で同水準を確保すべき。また、言語聴覚士（ST）を各学校に1名は配置してほしい。</p>	<p>特別支援学校においては、今後さらに外部専門家の配置の充実を図り、厚みのあるセンター的機能としていくことが重要であることを答申に明記しています。</p>
<p>特別支援学校にスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置する上では、他の市町村教育委員会や高等学校配置のSSWとも横の連携ができる仕組みとしてほしい。</p>	<p>今後、SSW 配置に係る具体的な計画を進める中で、他校種のSSWとの情報交換、連携等の方策について検討を進めていきます。</p>

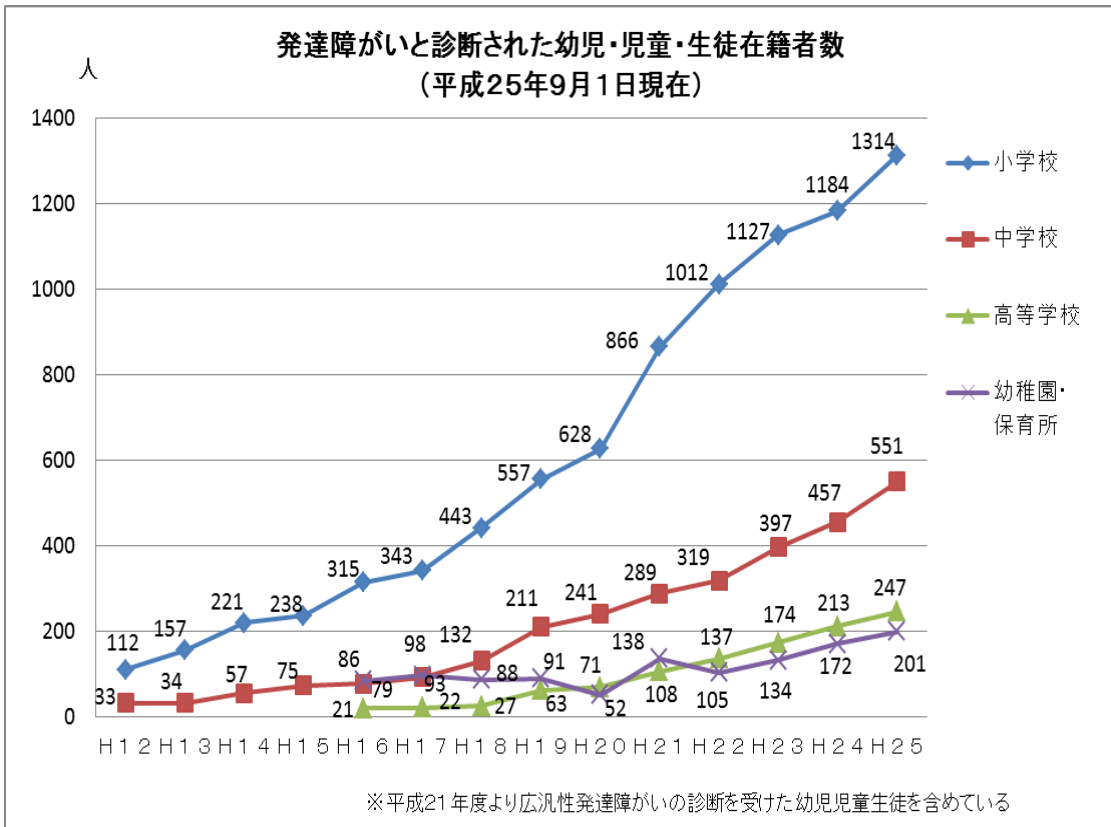
<p>教員によって子どもへの関わり方（支援方法）に差がある。特別支援学校教員の専門性をさらに向上させ、個に応じた対応、配慮をお願いしたい。</p>	<p>各学校における校内研修等を今後も引き続き継続して行っていくとともに、県内の同一障がい種の学校間の合同研修や情報交換等についても推進していきたいと考えています。また、人事異動等により特別支援学校教諭免許状を保有していない教員が速やかに取得に向かえるよう、講習機会等の充実を今後も図っていきます。</p>
<p>特別支援学校と小・中学校等及び地域がもっと交流できる機会、場があってほしい。小さいときから障がいを理解しサポートの仕方を学ぶことが、偏見をなくすことにつながる。</p>	<p>交流及び共同学習の推進については、答申の中に明記しました。</p>
<p>特別支援学校の児童生徒が地域の学校に副次的な籍を持ち、これまで以上に地域の子供達と一緒に活動できればと思う。</p>	<p>副籍、支援籍等の制度を取り入れている東京都、岩手県等の事例を参考に検討を行いました。本県においてこれまで取り組んできた学校間や居住地校との交流の枠組の中でもまだまだ充実や工夫の余地があると考えられることから、現時点では現行の交流及び共同学習を推進していく方向で答申をまとめました。</p>
<p>小・中学校等の特別支援教育を充実させるためにも、特別支援学校にはセンター的機能を一層発揮していただきたい。小・中学校の先生に、できるだけ同じ目線で理解、支援、指導ができるような研修や勉強会等を指導的立場で行ってほしい。</p>	<p>センター的機能の充実については、答申の中に明記しました。今後、答申の方向性を具体化する上で、特別支援学校の役割やセンター的機能の位置づけ等について整理を行うとともに、小・中学校等のニーズに即したサポートとなるよう、担当者に対する研修や情報交換等の機会も検討していきます。</p>
<p>インクルーシブ教育システムの構築に向けて特別支援教育の充実させるのであれば、国際的な潮流に基づき「養護学校」という名称を早急に変更し、旧来のイメージの刷新を図るべき。名称の継続を望まれる方もおられるなら、「特別支援ろう学校」「特別支援盲学校」としてはどうか。少なくとも「養護」は止めるべき。</p>	<p>「名称変更の検討をすべき」という意見と「残して欲しい」という意見の両方がありましたので、あらためて当事者等のニーズを把握しつつ、引き続きの検討課題として取り扱うことを答申に明記しました。</p>
幼稚園、保育所、幼保連携型認定子ども園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実	
<p>管理職を含め、特別支援教育の理解不足が大きな課題である。一般校（園）では、障がいについて知らない先生がとても多いため、教職員の知識、技能等の向上を図り、意識改革を進めていくことが急務。</p>	<p>専門性の確保、向上については県民の皆様より多数の御意見をいただきました。答申の中にも研修の充実等について明記しました。</p>
<p>環境の変化が大きく影響する子ども達にとって、1年でコロコロと担任が変わってしまうのはあまり好ましいものではない。</p>	<p>「基本的な考え方」として、答申の中に明記しました。</p>

<p>学校に一人は特別支援教育の専門性のある方を配置していただきたい。親、子どもからの相談はもちろん、担任を持っている先生からも対応の仕方を気軽に相談でき、問題が起こっている場所、場面へのスムーズなサポートが必要。</p>	<p>今後の目指す方向性としては、御意見をいただいた内容と一致するものです。まずは、教員の養成を図りつつ、中核となる教員や特別支援教育推進拠点となる学校を増やしていき、周りの学校へのサポートを含め、学校の課題等にスピーディに関わることでできる仕組みを作りたいと考えています。</p>
<p>発達障がいへの早期気づきと早期支援のために、教育行政と児童福祉行政が緊密な連携を行い、県内全ての市町村で全ての児童に5歳児健診が実現されるようにしていただきたい。5歳児健診を受診した子どもはおおむね継続的に支援をしていく方向で見直すべき。保護者も「様子を見ましよう」と言われるとそこで中断してしまい、結果として困るように思う。</p>	<p>県内の市部においては、専門の医師及び保健師の確保等が困難であることから、5歳児発達相談という形で実施をしています。各市町村における教育行政と児童福祉行政の連携強化は重要であり、答申にも明記をしました。</p>
<p>幼稚園等において、スタッフの発達障がいへの知識が不十分と感じることもある。発達障がいの兆しを早く発見して、保護者の気持ちも汲みつつ早めの対応をしてほしい。</p>	<p>幼稚園等における教員等の専門性の確保、向上について答申に明記しました。</p>
<p>早期から学齢期への一貫した支援体制について、教育と福祉、保健、医療との連携が急務。就学に向けての保護者等への十分な情報提供が必要。また、保護者は特に小学校への就学の際、どこに進むことが我が子にとって良いのかという点についてとても悩むことから、相談システムの構築が必要。その際の相談支援体制と入学後のフォローを行うことが重要であり、県と市町村の役割を明確にしながら支援体制を検討していただきたい。</p>	<p>就学支援体制の見直しを図り、市町村教育委員会と県教育委員会それぞれの役割を強化する方向について、答申に明記しました。</p>
<p>若草学園のような児童発達支援センターが東部地区にもう一箇所くらい必要なのではないか。</p>	<p>御意見を参考にさせていただきながら、引き続き有効な方策について検討します。</p>
<p>発達障がいに対応できる小中高の研究指定校を各圏域に1校は置いてほしい。</p>	<p>小・中学校においては「特別支援教育地域推進拠点校」（仮称）を、高等学校においては「主幹校」を各圏域に置き、圏域の中核として機能する仕組み作りについて、答申に明記しました。</p>
<p>現在、各学校の特別支援教育主任が事実上コーディネーターの役割を担っているが、兼務でスキル的にも不十分ではないか。また、立ち位置が学校サイドであれば、内容によっては保護者が安心して相談することが難しいのでは。在籍校以外の情報や近隣市町村の情報等を得るためにも、学校よりむしろ保護者に近い存在という立場で、一緒に学校訪問や支援会議等への参加が可能な、専門性や身分保障のあるコーディネーターが必要。</p>	<p>各市町村教育委員会に「地域支援コーディネーター（仮称）」の配置を促進し、学校職員とは異なる立ち位置で保護者へのサポート等を進めていく方向について、答申に明記しました。</p>

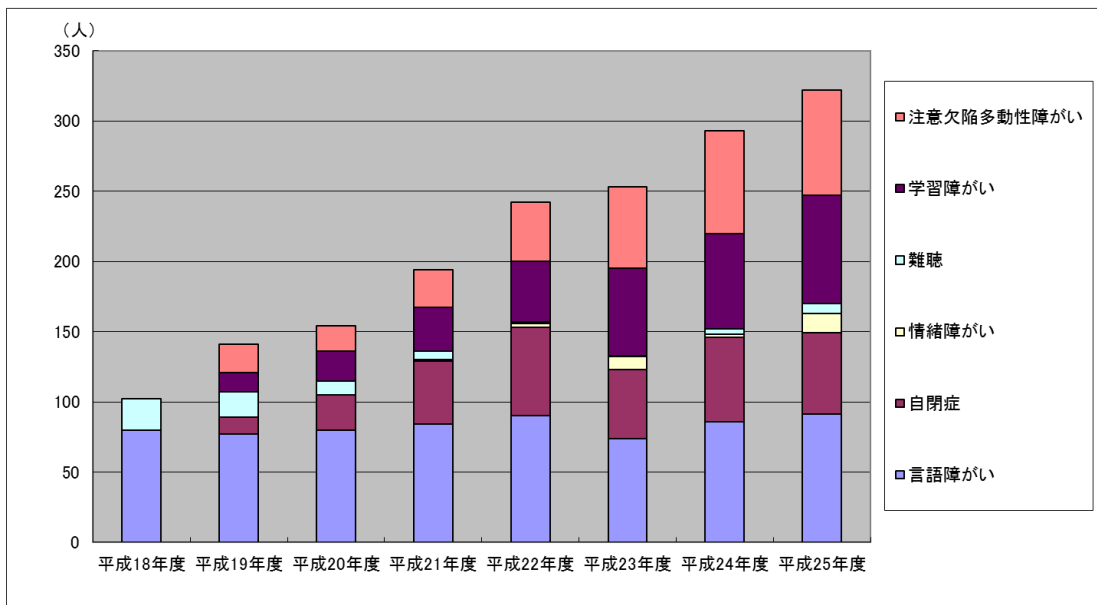
<p>インクルーシブ教育システムの浸透に伴い、本来なら養護学校が適と判断された児童には、せめて保育所等と同等の加配が必要である。</p>	<p>個々の実態に応じた合理的配慮の確保については、県と市町村とで協力をしながら充実させていくことが重要であると考えています。</p>
<p>現在の学級定員7を6に減じて欲しい。</p>	<p>御意見を参考にさせていただきながら、引き続き有効な方策について検討します。</p>
<p>小・中学校特別支援学級加配（3複）の配置条件を見直し、人数制に変更して欲しい。1学級に5学年に亘る児童生徒が在籍するケースもあり、非常に対応に苦慮している。</p>	
<p>保護者が身近に相談できる場がほしい。公的な機関とは言わず、民間の活動の場が広がり、行政が協働で民間参入を応援するような仕組みがあればと思う。</p>	<p>御意見を参考にさせていただきながら、引き続き有効な方策について検討します。</p>
<p>特別支援教育支援員と言えども、教員免許を取得していない職員の採用は控えるべきである。仮に活用するとしても、支援員のスキルを事前及び随時に検証できる制度を設けることが必要。</p>	<p>特別支援教育支援員等の非常勤職員に対する研修等を進めていくことについて、答申に明記しています。</p>
<p>通級指導教室は「足りていない」どころではない。もっと数を増やし、使いやすくしたり、専門性のある指導者を配置したりするべきである。</p>	<p>通級指導教室の拡充について、答申に明記しています。</p>
<p>通級指導担当者が巡回による指導や相談を行える仕組みとすることはとても良い。</p>	<p>これまで、医師の診断書や保護者の送迎がネックとなり、通級指導教室が利用できなかった児童生徒がいたことから、この仕組みを改善する方向について答申に明記しました。</p>
<p>医師の診断があってもなくても、必要な子どもは通級が使えるようにすべき。現在、月に2回しか通えず、学校行事等があれば月1回が現状。</p>	
<p>発達障がいの子が通いやすい（学べる・続けて通える）高等学校であってほしい。</p>	<p>高等学校における特別支援教育の充実についても、これまでの取組成果を踏まえつつ、継続して力を入れていく必要があると考えています。</p>
<p>高校では入学試験があるために、希望しても入れない状況がある。障がい者は隔離するのではなく、当然社会に存在するものであるからこそ、企業にも一定割合の障がい者雇用を義務づけている。高校現場も一定割合で受け入れるべきである。入試や入学後の指導、単位認定、進級等に関わっての配慮がなされるべきである。</p> <p>どの高校にも「学びの学級」のような補助される場があればと思う。発達障がいのクラス（高等学校でも高等部でも）を作ってほしい。特別支援学級が置けないにしても、本人がレスパイトできる場所や時間を保障したり、教職員がそれを理解できるように整えてほしい。</p>	<p>御意見を参考にさせていただきながら、引き続き有効な方策について検討します。</p>
<p>全ての高校で特別のコースなり科を設置し、特別の基準で入試をしてもいいはずである。分教室という考え方をしている県もあるが、同じ籍をもつことが大事である。</p>	

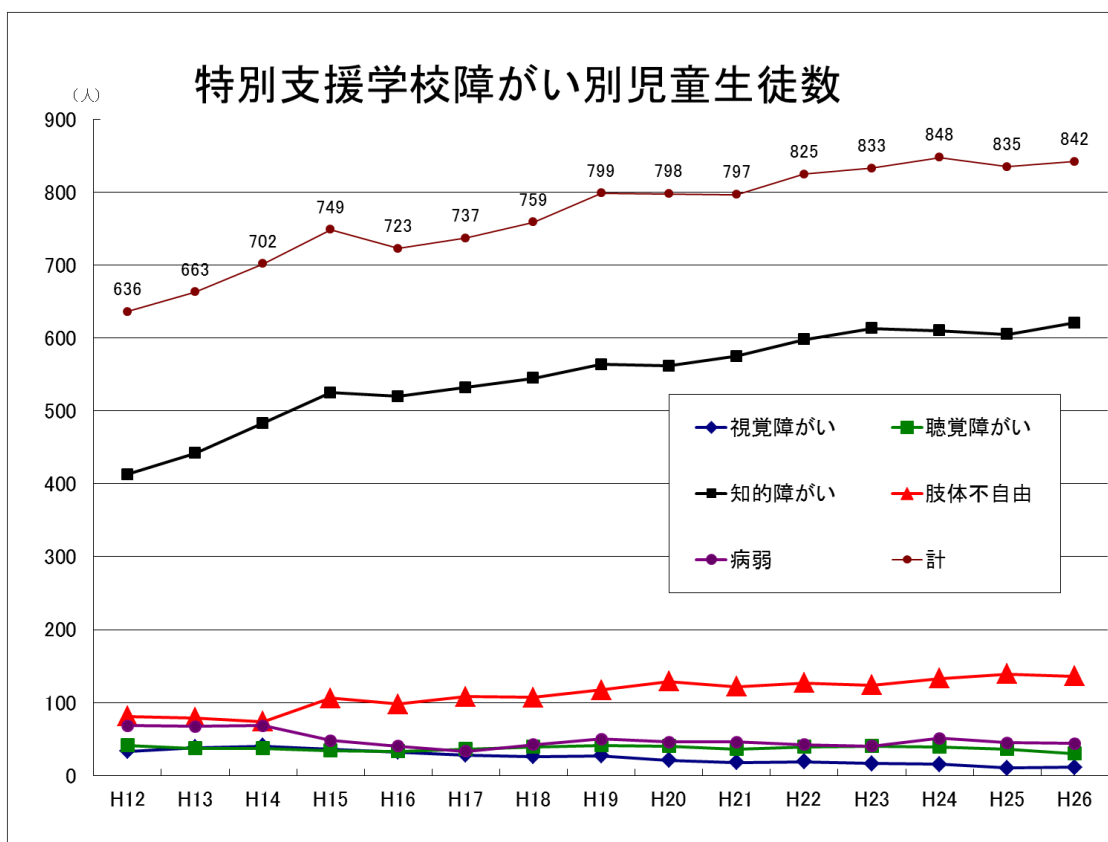
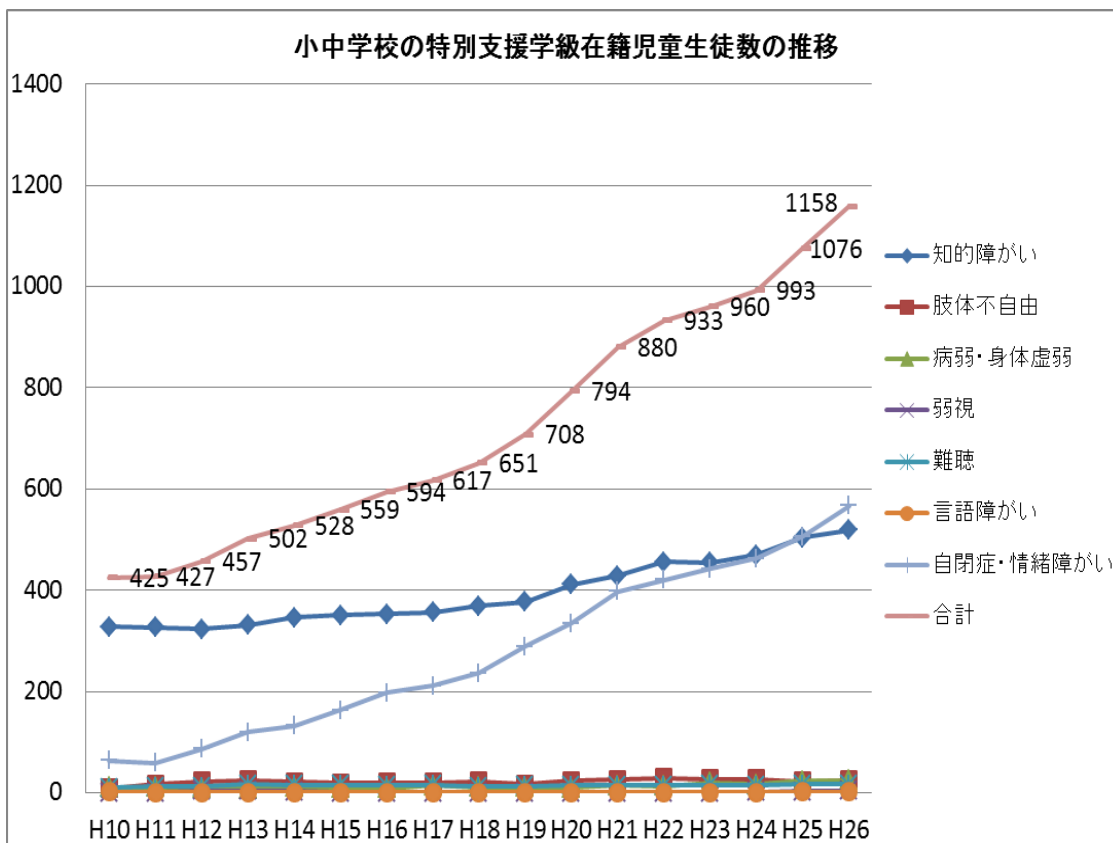
<p>例えば企業等と連携して早い段階での専門性の高い訓練等を受け、その分野もしくはその企業の人材として活かせるように育成することも視野に入れてはいかか。自立が目的なら、職業訓練等、本当に必要なことがいいのではないか。また、卒業後すぐに就労の流れになっているが、就労・生活等の訓練施設も必要と考える。</p>	<p>特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、各学校の教育課程は学習指導要領に沿って編成されています。職業訓練校との違いを踏まえつつ、各校の実態や特色を活かした教育活動を計画・実施していくことが重要であると考えています。</p>
<p>個別の教育支援計画の活用についてはまだまだ課題が多い。保護者は担任が変わるたびに同じ説明を1からしている状況がある。また、やっと理解してもらえるのは2、3学期ということになる。これでは一貫した支援もままならない。</p> <p>個別の教育支援計画の内容を知らないという保護者も多い。移行計画についても、保護者には全ての情報が開示されるべきである。また、個別の教育支援計画作成の目的や意義等について、入学説明会等の機会に十分に周知をすべきである。</p>	<p>個別の教育支援計画を活用した一貫した支援体制の構築については、引き続き啓発等を進めていくことが重要であることから、答申の中に明記しています。</p>

県内の特別支援教育に係るデータ



通級による指導実施状況





県内特別支援学校の進路状況

平成26年6月24日現在

